

## Copyright Notice

This document is provided under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License (CC BY-NC-SA 4.0):

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>

You are free to:

- Share — copy and redistribute the material in any medium or format
- Adapt — remix, transform, and build upon the material

Under the following terms:

- Attribution — You must give appropriate credit to the publisher, provide a link to the license, and indicate if changes were made. You may do so in any reasonable manner, but not in any way that suggests the licensor endorses you or your use.
- NonCommercial — You may not use the material for commercial purposes.
- ShareAlike — If you remix, transform, or build upon the material, you must distribute your contributions under the same license as the original.

## About the Project

This document was created with the permission of participating publishers as part of the Japanese Multi-Volume Sets Discoverability Improvement Project, funded by the Council on East Asian Libraries and the Mellon Foundation for Innovation Grants for East Asian Librarians.

JUN 8 2000

田代和生 監修

慶應義塾図書館蔵

対馬宗家文書

朝鮮通信使記録

〔第1期〕

別冊〔上〕

ゆまに書房

## 収録史料目録凡例

- 1 本目録は、慶應義塾図書館所蔵の「信使記録」をマイクロフィルム化するに際し、史料とマイクロフィルムとの関係を、同図書館作成の『信使記録下書目録』をもとに再整理し対照させたものである。
- 2 本目録は、朝鮮通信使が来日した各期ごとにまとめられている「信使記録」のうち、天和期から宝暦期までを収録したものであり、便宜上全体に通し番号を付してある。
- 3 本目録の慶應冊子番号・請求番号・内題番号・内題は、『信使記録下書目録』に掲載されているもので、以下のような内容のものである。
  - (1) 慶應冊子番号は、慶應義塾図書館が「信使記録」を冊子（以下、ここではこれを慶應冊子と表記する）に整理した際、一冊子ごとに付した番号である。
  - (2) 請求番号は、慶應義塾図書館で収録史料を請求する際のものであるが、各期ごとの「信使記録」には同一番号が付されているため、慶應冊子番号と併せることによって、より特定された史料を請求することができる。
  - (3) 内題番号は、慶應冊子に整理（合冊・分冊）される前の原冊子に付けられていた番号である。

但し（ ）で示した番号は、原冊子には付されていないが、『信使記録下書目録』作成の際、前後の関係から類推して記載された番号である。

(4) 内題は原冊子の題名である。『信使記録下書目録』にも記載されているが、本書再録に際して原冊子と照合し直した。その際の表記等は以下の方針によった。

- ① 常用漢字に規定された漢字は、原則として常用漢字を用いた。
  - ② 変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
  - ③ 『目録』には記載されているが、原冊子に記載がなかったものは（ ）を付した。
  - ④ 原冊子で抹消処理がしてある字は、「」で示した。
  - ⑤ 虫喰・破損及び判読しがたい箇所は、□印で示した。
  - ⑥ 誤字と思われる字句や文意の通じがたい箇所には（ママ）と注記した。
  - ⑦ 平出・欠字は詰め、離れた箇所にある語句は一字空けて分かりやすいようにした。
  - ⑧ 内題の欄に（欠番）とあるのは『目録』に記された欠本で、（欠）とあるのは今回の編集段階で欠漏していたものである。但し、慶應冊子内の内題番号の順序が大きく前後する宝暦期には、（欠）を付さなかった。
- 4 コマ番号は、慶應冊子の表紙及び内題番号の付された原冊子の表紙が撮影されているマイクロフィルムのコマ番号である。
- 5 備考欄には、宝暦期の内題番号が朱書きの場合と墨書きの場合があり、『目録』では朱書きの内題番号が採られているため、墨書きの内題番号を示した。







39	38
一七	一六
”	91   2   17
六八	六七
八月廿一日より九月十二日迄御在府中毎日記	書簡 真文二冊之内 礼曹贈御老中并稻葉丹後守殿書并返簡 信使往復
	3
0 6 9 1	0 5 9 4































200	199	198
一四五	一四四	一四三
”	”	91   3   145
番外	番外	
信使以後万集書 二	信使以後万集書 一	書付 信使江戸在留中急火之時三使被立除候節館伴酒井修理太夫様真田伊豆守様より警固被仰付被差出候人数行列之書付并朝鮮人荷物被取出候節人数当之
		2 1
1 1 1 1	0 9 5 1	0 8 9 8







232	231	230	229	228	227
一七	一七	一七	一七	一六	一五
〃	〃	〃	〃	〃	92   1   46
八九	八八	八七	八六	八五	八四
人数割所々ニ飾候武器矢数等之書付 差越候人数等其外御屋鋪并本願寺大松寺へ相詰候 享保四亥ノ年信使御同伴御参府之節品川迄御迎に	被遣候事附通イ之次第覚書 て信使御招請之御献立并問案使之節御振廻御音物 佐須奈对府大坂江戸御屋敷京都三十三間堂ニおい	差渡候覚書并権僉正病死仕候付死骸被差送候書付 着之儀三使より朝鮮国江被相告候先問使韓僉正被 信使参向之節大坂着船之段從殿様先例之通礼曹并 東萊釜山江以御書翰被仰遣候事附下向之節对府到	坂江被差越候次第 表より先達而大坂表江被差越事附信使跡残荷物大 而江戸表江被差越事附公儀より御返物之品々江戸 朝鮮国王より別幅之品々并三使自分献上荷物先達	信使ニ付对州江諸方より聞合贈答	於大坂御役人様方より御尋答之覚書 享保三戌八 月より同五子二月迄
					2 4
0 9 1 7	0 8 3 6	0 8 0 7	0 7 6 2	0 6 1 7	0 4 4 7





































430	429	428	427	426	425	424	423	422	421	420	419	No.
一五	一五	一五	一四	一四	一三	一三	一二	一二	一一	一一	一〇	慶應 冊子 番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	92-3-48	請求 番号
(巻四八)	(巻四七)	(巻四六)	(巻四五)		(巻四三)	(巻四二)	(巻四一)	(巻四〇)	(巻三九)	(巻三八)		番内 号題
献上御鷹御馬ニ付而之取計大坂記録抜書	別幅并進物御鷹記録	別幅御馬芸馬記	下行奉行勤方之覚	(内題ナシ)	下向下行目録 品川より牧方迄 六	下行目録 在府中 坤 五	下行目録 在府中 乾 四	参向下向目録 牧方より品川迄 三	参向船中下向目録 一番	二記 国王より別幅之品三使自分献上物大坂より先達而 江戸江差越御返物信使跡より大坂江差越候覚附自 分荷物参向藤枝より先越下向ニ跡送り之次第帳末	江戸御馳走方より信使其外居間渡シ之品依問合答	内 題
										41	40	リ ール 番号
1006	0923	0856	0685	0671	0591	0439	0265	0198	0028	0003	1030	コマ 番号
四一	三九	四〇	五二	(五一)	(五〇)	四(九)八	四(八)七	四(七)六	(表紙ナシ)			備 考

444	443	442	441	440	439	438	437	436	435	434	433	432	431
二五	二五	二五	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	92 3 48
(采六五)	一〇二	(采六四)	(采六三)	(采六二)	(采六一)	(采五六)	(采五五)	(采五四)	(采五三)	(采五二)	(采五一)	(采五〇)	(采四九)
殿様御隠居様并本番加番長老衆と朝鮮人音物御贈答之覚	御下向海陸御状扣	御参向海陸御状扣	信使江諸方御音物贈答之書付松平右近将監様并林大学頭様より依御尋被差上候扣	下向道中献立 品川より牧方迄	参向道中献立 牧方より品川迄	下向二番御馳走書 小田原より三島迄	下向五番御馳走書 今須より大坂迄	参向八番御馳走書 小田原より品川迄	参向六番御馳走書 金谷より吉原迄	参向五番御馳走書 起名古屋より掛川迄	迄 参向(三)二番御馳走書 大坂より江州八幡迄大垣迄	参向一番御馳走書 勝本より蒲刈迄兵庫迄	曲馬射芸帳
							4 3					4 2	4 1
0 8 9 0	0 8 5 5	0 8 0 8	0 7 4 1	0 5 3 8	0 3 4 0	0 1 4 8	0 0 0 3	1 0 2 8	0 8 0 4	0 5 7 0	0 3 2 8	0 0 0 3	1 0 5 3
		一〇一	二九	四四	四三	六九	七二	六七	六五	六四	六三 六二 六一	六〇 六一	四二

455	454	453	452	451	450	449	448	447	446	445	No.
二八	二八	二八	二七	二七	二七	二七	二六	二六	二六	二六	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	92   3   48	請求 番号
〔巻七五〕	五九	〔巻七四〕	〔巻七三〕	〔巻七二〕	〔巻七一〕	〔巻七〇〕	〔巻六九〕	〔巻六八〕	〔巻六七〕	〔巻六六〕	番内 号題
佐須奈御閔所御横目勤方并御普請諸用意方之覚	御下向御国ニ而御行列諸役人并着服	御参向御国ニ而御行列諸役人并着服	信使ニ付諸役々より差出候伺書ニ以頭書及返答其 外差図申渡之書付	役々誓旨扣	御供之面々御宛行上下附	御参向御下向宿組	御参向御下向御船組	御供組	朝鮮人より御家中音物贈答之覚	御三家御三卿御役人御家門館伴林家宿坊朝鮮人よ り音物御贈答之覚但目錄仕立等不相知分延享記録 写ニ此度違目之分朱ニ而書〔付〕入候を帳末ニ添	内 題
						4 4				4 3	番 リ ー ル 号
0 3 8 1	0 3 3 7	0 2 6 9	0 1 7 6	0 1 2 6	0 0 7 1	0 0 0 3	1 0 8 3	1 0 6 7	1 0 2 5	0 9 4 7	番 コ マ 号
一〇九		五八	五七	一〇八	一〇四	一〇五	一〇六	一〇三			備 考

468	467	466	465	464	463	462	461	460	459	458	457	456
三五	三五	三五	三四	三四	三三	三三	三二	三一	三〇	二九	二九	二八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	92 3 48
（巻八九）	（巻八八）	（巻八七）	（巻八六）	八五	（巻八四）	（巻八三）	（巻八二）	（巻八一）	（巻八〇）	（巻七九）	（巻七七）	（巻七六）
御供方五番毎日記 六日江戸御着迄 正月廿九日京継立より二月十	御供方四番毎日記 御参向大坂京都御在留中	御供方毎日記 三 毎日記 正月元日下関より正月廿日御着坂迄 下関より大坂迄 御供方三番	御供方二番毎日記 御上船より下関御着迄	御供方毎日記 一 御供方一番毎日記 九月十五日御首途より信使対府在留中	御国前集書 下	御国前集書 中	御国前集書 天 御国前集書 上	御参向御下向御行列 信使行列共	御壁書并書付扣	人馬下知役之覚書	出馬方覚	信使佐須奈渡着府内廻着御国江戸大坂御屋敷二而御饗応御献立
							4 5					4 4
0 7 8 5	0 7 3 1	0 6 6 4	0 5 5 1	0 4 3 2	0 3 3 0	0 1 8 3	0 0 0 3	0 8 9 1	0 7 3 3	0 5 6 7	0 4 7 0	0 4 2 7
		七六			五六	五五	五四	一〇七			一〇〇	

477	476	475	474	473	472	471	470	469	No.
三八	三八	三七	三七	三七	三七	三六	三六	三六	慶應 冊子 番号
"	"	"	"	"	"	"	"	92   3   48	請求 番号
(巻 九四	九四	(巻 九三		(巻 九二	九三	(巻 九一	(巻 九〇	九一	番内 号題
御供方十一番毎日記 五月八日川口御出船より六 月十三日御油着迄	御供方毎日記 十 御下向御船中	御供方十番毎日記 四月五日より五月六日迄御滞 坂中	御供方九番毎日記 御下向御道中新井より牧方迄	御供方八番毎日記 三月十一日江戸御立より三月 廿七日新井迄	御供方毎日記 九 御滞坂中	御供方七番毎日記 御在府中坤 三月朔日より同 十一日御発駕迄	御供方六番毎日記 御在府中乾 二月十六日御府 着より同二十九日迄	御供方毎日記 七 御在府中坤 三月朔日より十 一日 御発駕迄	内 題
	4 6							4 5	番リ ール 号
0 0 0 6	0 0 0 3	1 2 1 9	1 1 7 0	1 1 0 3	1 1 0 0	0 9 7 9	0 8 9 3	0 8 9 0	番コ 号マ
八四	(表紙ノミ)	八三		八一	(表紙ノミ)	八〇	七九	(表紙ノミ)	備 考

490	489	488	487	486	485	484	483	482	481	480	479	478
四二	四二	四一	四一	四一	四〇	四〇	四〇	四〇	三九	三九	三八	三八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	92 3 48
	(朱一〇九)	(朱一〇八)	(朱一〇七)	(朱一〇六)	(朱一〇五)	(朱一〇四)	(朱一〇三)	(朱一〇二)	(朱一〇一)	(朱九七)	(朱九六)	(朱九五)
田舎給人足輕百姓被召仕方之覚	狼煙之次第 給人百姓被召仕方 八送使停止 御留守手当 後集書 信使二付狼煙之次第	館伴より来候御留書 二冊之内毛利能登守様衆	館伴より来候御留書 二冊之内加藤遠江守様衆	裁判以下牛窓より大坂江大坂より京都江先越参向大坂着之段朝鮮御告知信使方雜記一行座目	奉行方(十一)十番毎日記 下向对府在留中	三日对府□□ 奉行方九番毎日記 五月六日大坂上船より六月十日	奉行方(九)八番毎日記 下向京大坂在留中	奉行方毎日記 七 下向道中 奉行方(八)七番毎日記	奉行方(七)六番毎日記 在府中坤	奉行方毎日記 二 参向船中 奉行方二番毎日記	奉行方一番毎日記 对府在留中	御供方十一番毎日記 下向对府在留中
												4 6
0 8 8 7	0 8 7 5	0 7 9 9	0 7 3 0	0 6 6 8	0 6 3 0	0 5 7 2	0 5 1 7	0 4 7 0	0 3 4 7	0 2 0 1	0 1 0 9	0 0 7 5
	一一〇	九八	九七	九九		九五		九三		八七	八六	

500	499	498	497	496	495	494	493	492	491	No.
四三	四三	四三	四三	四三	四二	四二	四二	四二	四二	慶應 冊子 番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	92 3 48	請求 番号
		(卷) 一三	(二) 二三	(卷) 一三	一一 三	(卷) 一一	(卷) 一〇			番内 号題
副使騎船筑前藍島ニ而波戸へ乗揚水船ニ成其段以 継船被及御案内右一事始終之覚書	朝鮮国飲酒禁制ニ付一行中飲酒御断申出公義江被 仰上候覚	出候覚 信使参府時節未ノ九月十月と被仰出置候処朝鮮故 障ニ付御差延未ノ十一月十二月初江戸着候様被仰	御下着御状扣	御帰国御礼使者献上被遣御下着御状	下覚 信使相濟候為御祝儀御離子有之御家中御祝儀被成	送聘使他	崔天涼一件ニ付三使衆より依願大坂より上官中官 下官三人宛先向差越候ニ付而之覚書	信使御留守御国ニ而之諸手当信使以後ニ至迄集書	信使ニ付八送使停止之覚	内 題
									4 7	番リ ール 号
0 1 4 1	0 1 0 5	0 0 7 8	0 0 5 0	0 0 0 3	1 0 5 0	1 0 1 4	0 9 5 2	0 9 0 3	0 8 9 6	番コ 号マ
				一一 一一		一一 一一				備 考

508	507	506	505	504	503	502	501
四七	四六	四五	四五	四五	四四	四四	四三
"	"	"	"	"	"	"	92   3   48
番外一	(朱) 二一九	(朱) 二一八		(朱) 二一七	(朱) 二一六	(朱) 二一五	(朱) 二一四
信使前御国集書 五冊之内一番 宝曆十一辛巳年 二月より同十二壬午年十二月迄	次第 崔天淙を殺候鈴木伝蔵其外御裁許之次第を公儀ニ 而真文二御認以酌庵江被差下朝鮮江被差渡候様と の御事二候を此方様より被仰上候品ニ依被相止候	崔天淙一件於江戸表取斗始終之覚	崔天淙一件二付信使奉行多田監物大坂江引残在留 中毎日記 坤	崔天淙一件二付信使奉行多田監物大坂江引残在留 中毎日記 乾	奉行方下向於大坂中官崔天淙を通詞鈴木伝蔵致殺 害候一件記録	下向大坂二而中官崔天淙を通詞鈴木伝蔵殺害一件 御供方記録	上々官附小童且従事船将病氣二付服薬正使騎船下 官李光夏李太郎病氣二付於大坂取斗一件覚書
							4 7
0 8 1 7	0 6 7 0	0 6 4 7	0 5 7 9	0 5 1 4	0 3 9 5	0 2 4 9	0 1 8 1
	一一九			一一七		一一五	

511	510	509	No.
四八	四七	四七	慶應 冊子 番号
”	”	92   3   48	請求 番号
番外四	番外三	番外二	番内 号題
信使御同伴御在府毎日記 宝曆十四甲申自三月朔 日到同十一日 御供平田将監在勤古川大次 <small>(マ)</small>	所 信使二付品川御迎覚書 宝曆十四甲申年 御勘定	至 信使御普請方覚書 宝曆十三 <small>(マ)</small> 壬午年より未ノ年二 御勘定所	内 題
		4 7	番リ ール 号
0 9 4 3	0 9 3 2	0 9 1 5	番コ 号マ
			備 考

JUN 8 2000

監修 田代和生・李 薰

慶應義塾図書館・東京国立博物館・大韓民國國史編纂委員會所蔵

対馬宗家文書

【第1期】

# 朝鮮通信使記録

別冊【中】

ゆまに書房

## 収録史料目録凡例

- 1 本目録は、慶應義塾図書館所蔵の「信使記録」をマイクロフィルム化するに際し、史料とマイクロフィルムとの関係を、同図書館作成の『信使記録下書目録』をもとに再整理し対照させたものである。
- 2 本目録は、朝鮮通信使が来日した各期ごとにまとめられている「信使記録」のうち、文化期から幕末期までとその他を収録したものであり、『別冊上』から続く通し番号を付してある。
- 3 本目録の慶應冊子番号・請求番号・内題（内容）は、『信使記録下書目録』に掲載されているもので、以下のような内容のものである。
  - (1) 慶應冊子番号は、慶應義塾図書館が「信使記録」を冊子（以下、ここではこれを慶應冊子と表記する）に整理した際、一冊子ごとに付した番号である。ここでは漢数字は「〇、一、二、……九、一〇、一一……」の表記に統一した。
  - (2) 請求番号は、慶應義塾図書館で収録史料を請求する際のものであるが、各期ごとの「信使記録」

には同一番号が付されているため、慶應冊子番号と併せることによって、より特定された史料を請求することができる。

(3) 内題・内容・表題は各原冊子の表題や内容を表わす。『信使記録下書目録』に記載されているが、本書再録に際して原冊子と照合し直した。その際の表記等は以下の方針によった。

- ① 常用漢字に規定された漢字は、原則として常用漢字を用いた。
  - ② 変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
  - ③ 原冊子で抹消処理がしてある字は、「」で示した。
  - ④ 虫損・破損及び判読しがたい箇所は、□印で示した。
  - ⑤ 誤字と思われる字句や文意の通じがたい箇所には（ママ）と注記した。
  - ⑥ 平出・欠字は詰め、離れた箇所にある語句は一字空けて分かりやすいようにした。
  - ⑦ 朱書きの文字には（朱）と注記した。
- 4 年次は、記事内容の年次、もしくは史料の作成年次を記した。
- 5 コマ番号は、慶應冊子の表紙及び内題の付された原冊子の表紙が撮影されているマイクロファイルのコマ番号である。
- 6 備考欄には史料作成役所名、その他を記した。
- 7 目録作成者の注記は（ ）で示した。

## 文化信使記録（江戸書留）（文化八年（一八一二）来日）

517	516	515	514	513	512	No.
五	四	三	二	一		慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	93 1 58	請求 番号
御礼式并御役々様聘使御対面	御礼式并御役々様聘使御対面	御礼式并御役々様聘使御対面	御参勤時節御伺被成候 御相分候迄御在国被成候 相分御伺之上御参府被蒙 勤時節御伺被成候 御相分候迄御在国被成候 御参勤時節御伺被成候	上就右御返答被仰出朝鮮 出府被仰付朝鮮時躰御老 聘礼易地之儀二付多田左 出府被仰付朝鮮時躰御老 上就右御返答被仰出朝鮮	江戸書留目録	内 容
〃文化 八年六	〃文化 五年四	寛政十 三年一	寛政八 年享和 二年	寛政八 年十一		年 次
					4 8	リ ー ル 番 号
0 4 1 0	0 3 3 0	0 1 9 7	0 1 6 4	0 0 2 2	0 0 0 3	コ マ 番 号
						備 考

522	521	520	519	518
一〇	九	八	七	六
〃	〃	〃	〃	〃
朝鮮国より進献物之内御馬鷹一式御引請海陸被差登方	朝鮮より之進献物御返物并被下物御品位附礼曹并聘使より御役々様此方様以下江之御音物御箱台出来方并両上使御称号御契書式替之儀申上方共	朝鮮より之進献物御返物并被下物御品位附礼曹并聘使より御役々様此方様以下江之御音物御箱台出来方并両上使御称号御契書式替之儀申上方共	朝鮮より之進献物御返物并被下物御品位附礼曹并聘使より御役々様此方様以下江之御音物御箱台出来方并両上使御称号御契書式替之儀申上方共	朝鮮王来翰御返翰御印文等之事御諱字朝使より之謝書
〃文化二年	〃文化七年	〃文化三年	寛政九年	享和元年
49				
003	1035	0960	0860	0570

528	527	526	525	524	523	No.
一六	一五	一四	一三	一二	一一	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	93   1   58	請求 番号
聘使以下姓名并位階且一行人数船数	上使并御差添御人品御勤向御位階	進献物并御返物被下物等之箱台鞍皆具乘駕籠 看板類臥具御茵等御引請海陸被差送方且右品々 差配取扱向附御鞍絵御伝達之儀共	進献物并御返物被下物等之箱台鞍皆具乘駕籠 看板類臥具御茵等御引請海陸被差送方且右品々 差配取扱向附御鞍絵御伝達之儀共	進献物并御返物被下物等之箱台鞍皆具乘駕籠 看板類臥具御茵等御引請海陸被差送方且右品々 差配取扱向附御鞍絵御伝達之儀共	進献物并御返物被下物等之箱台鞍皆具乘駕籠 看板類臥具御茵等御引請海陸被差送方且右品々 差配取扱向附御鞍絵御伝達之儀共	内 容
寛政九 文化九	寛政十一 文化七	文化七 八年	文化六年	文化三 五年	文化元 二年	年 次
					4 9	リ ール 号
0 7 4 5	0 6 9 0	0 5 3 1	0 4 0 4	0 2 6 7	0 2 0 1	コ マ 番号
						備 考

534	533	532	531	530	529
二二二	二二	二〇	一九	一八	一七
〃	〃	〃	〃	〃	〃
<p>信使來聘御時節之事并迎聘使を以時節御告共                  上使初御役々江戸御発駕より対府御渡着迄之                  頃合御出立日割御船割引船之御達信使帰帆迄                  居残之衆乗り船差出方御達共 聘使発都対府                  着迄之運等御尋答</p>	<p>上使初以下御役々殿様并御家老聘使以下御衣                  服御足袋御伺共</p>	<p>節目講定之事并講定使講定官</p>	<p>節目講定之事并講定使講定官</p>	<p>御家老諸役御用掛進退并御稱賜其外御用掛二                  相関り候件々且家柄御由緒等御尋之事 但脇                  坂中務大輔様対州御往來之節平田隼人大森繁                  藏御附廻被仰達共</p>	<p>公儀御役々御用掛進退右二付御挨拶向此方                  御家老以下御逢并自分勤 附御現礼之節御下                  向之御役人江御音物等之事 兩上使より殿様江                  御音物并御家老以下江被下共 脇坂中務大輔様                  朝鮮御掛合筋御家政向御世話可被成之段御達</p>
寛政九年 文化六年	文化元年	文化七年	寛政十一年 文化六年	寛政九年 文化九年	寛政十二年 文化九年
			50		
0347	0263	0172	0003	0936	0831

539	538	537	536	535	No.
二七	二六	二五	二四	二三	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	93   1   58	請求 番号
聘礼時節為御告朝鮮江修聘使被差渡候処奸訳之申立等二而返翰多月相滞候付講事使再講使并幹事裁判等追々被差渡押詰易地為御約定訳官使被差渡候様相成候次第	聘礼時節為御告朝鮮江修聘使被差渡候処奸訳之申立等二而返翰多月相滞候付講事使再講使并幹事裁判等追々被差渡押詰易地為御約定訳官使被差渡候様相成候次第	聘礼時節為御告朝鮮江修聘使被差渡候処奸訳之申立等二而返翰多月相滞候付講事使再講使并幹事裁判等追々被差渡押詰易地為御約定訳官使被差渡候様相成候次第	殿様御用召御参府之上來聘年期被仰出御暇之府己巳年迄御在国被蒙仰御年限二至候故御被成候様被蒙仰候次第	信使來聘御時節之事并迎聘使を以時節御告共上使初御役々江戸御發駕より対府御渡着迄之頃合御出立日割御船割引船之御達信使帰帆迄之居残之衆乘り船差出方御達共聘使發都対府着迄之運等御尋答	内 容
文化五年	文化五年	文化二年	文化元年	文化七年	年次
				50	リール 番号
1004	0828	0689	0610	0436	コマ 番号
					備考

547	546	545	544	543	542	541	540
三四	三三	三二	三二	三一	三〇	二九	二八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
御饗応方且七五三御伝達并御入料積	御饗応方且七五三御伝達并御入料積	第御勝手方御難渋之姿等追々御役人様江申上候次第	御金壹万兩御拝領覚書	信使御取賄御入料金御願之上五万兩別段三万兩御手当被蒙仰且追而御内願等申上候而御金三万兩御拝借被為蒙仰候次第	信使御取賄御入料金御願之上五万兩別段三万兩御手当被蒙仰且追而御内願等申上候而御金三万兩御拝借被為蒙仰候次第	易地之信使御約定として対州江訊官使罷渡候付御目付遠山左衛門尉様御国御下向易地御約定二至候次第	易地之信使御約定として対州江訊官使罷渡候付御目付遠山左衛門尉様御国御下向易地御約定二至候次第
文化三年	享和元年 文化三年	文化二年 七年	文化二年	文化五年 八年	享和元年 文化四年	文化六年 七年	文化五年
	5 2						5 1
0 1 3 2	0 0 0 3	0 5 9 9	0 5 6 0	0 4 3 1	0 3 2 6	0 1 7 8	0 0 0 3

553	552	551	550	549	548	No.
四〇	三九	三八	三七	三六	三五	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	93 - 1 - 58	請求 番号
上使并御差添御使御旅宿御普請御引請右二付御入用金請取方	上使并御差添御使御旅宿御普請御引請右二付御入用金請取方	信使客館御取建御普請御引請右二付御入用金請取方并客館二属候口々共 附客館御建家此方様江被成下共	信使客館御取建御普請御引請右二付御入用金請取方并客館二属候口々共 附客館御建家此方様江被成下共	御饗応方且七五三御伝達并御入料積	御饗応方且七五三御伝達并御入料積	内 容
文化三年	享和元年 文化二年	文化三年 十年	享和元年 文化二年	文化七年 八年	文化四年 六年	年次
	5 3				5 2	リ ー ル 号
0 0 7 1	0 0 0 3	1 1 1 9	0 9 7 5	0 6 3 7	0 4 4 4	コ マ 番 号
						備 考

560	559	558	557	556	555	554
四五	四五	四五	四四	四三	四二	四一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
信使対州往還之湊々為見分御普請役御国下向	曲馬射芸書画之事并被下銀割合等之御尋	両上使江聘使より御礼向之使者并御双方御書翰御音物持参之御式且問安使御使者御取遣等之次第	信使来聘御用談御寄合	中やらい内浚方御役々様御乗り船外様二而御手当之儀申上候事并御船々被差廻所御出入船之節湊口之手筭御荷揚等之儀其外御廻米置場春屋湯屋御設方対州ニをみて米御買入方御旅用金五千兩御渡之事附五千兩之内四千八百兩々々御頂戴御金之内より御上納被下方共	布衣以上同以下御役々御旅宿御普請御請持右ニ付御入用金請取方	上使并御差添御使御旅宿御普請御引請右ニ付御入用金請取方
享和元年	〃文化元 七年	〃文化二 七年	〃文化二 八年	〃文化二 八年	年〃享和元 文化八	〃文化四 十年
0 7 9 5	0 7 6 8	0 7 1 7	0 6 0 7	0 4 9 9	0 3 4 7	0 2 6 8



574	573	572	571	570	569	568
五二	五一	五一	五一	五〇	五〇	五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
諸御引請事一舛之儀二付追々申上候儀并此方被仰付信使濟諸御入料惣差引申上共	此度御新礼二付御礼式二相拘候儀且此方様御心御方等伺御返答共其外役々様御忌御差合等之節御名代御達之事	前々信使訊官使之節於對州應對之礼式衣服饗應能興行之次第御尋答 附聘使以下御自分御	對州周邊船着之所々且御屋鋪御家中屋鋪寺庵頭亦和館太庁等之繪図其外書物差上方林大學	御船々新規造入料御尋二付御應答且御參勤御下向之節被召連之候御供人数渡海船之凶等御尋人高御船中一舛之式礼其外渡海船之凶等御尋	宿次御証文之事 附御国江戸飛脚往復日數之御尋答且御用中道中宿人馬無滯様御觸達之事	加番和尚之事并本番加番供連共
〃文化九年二	〃文化八年七	年〃享和文化八年	年〃寛政文化十二年九	〃文化七年三	〃文化八年二	〃文化八年三
0673	0627	0595	0550	0466	0394	0359

580	579	578	577	576	575	No.
五五	五四	五四	五四	五三	五三	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	93 - 1 - 58	請求 番号
諸集 一勝本御茶屋御借請之事他	朝鮮入送米減少二付為御手当二十ヶ年之間年々 式千五百兩宛御頂戴	信使対府着発并御行礼之節行列	信使聘礼相濟候付御拝領物并御用掛之御家老 以下拝領物被仰付	御尋答	前例御尋答	内 容
〃文化元 九年	〃文化九 十一年	〃文化八 九年	〃文化八 九年	年〃寛政十二 文化十八	年〃寛政十二 文化十八	年次
					5 5	リ ー ル 番 号
0 4 6 8	0 3 9 8	0 2 7 1	0 2 0 9	0 1 1 4	0 0 0 3	番 号 コ マ
						備 考

582	581
五七	五六
”	”
積帳 兩上使始御役々様御旅宿江器物類相備候心組之 但此積差出候得共御用無之	与裁杉 左許村 衛被直 門仰記 江渡以下 戸於御一御 下屋敷不 敷慎被審 仰付候筋 次第共於 馬井數儀 上御 川
（年欠）	年 享和元 文 九
0 7 3 2	0 5 9 7







621	620	619	618	617	616	615
一三	一三	一三	一三	一二	一二	一二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
居込御役人御勘定久保田吉次郎殿御徒目付野 十五郎殿吟味方下役佐藤清五郎殿御目付磯野 石崎佐七郎殿下向心対記録	居込御役人御勘定久保田吉次郎殿御徒目付野 十五郎殿吟味方下役佐藤清五郎殿御目付磯野 田原川伝次兵衛殿御国病死石崎佐七郎殿為代 追而下着下向心対記録	居込御役人御勘定岡本忠次郎殿御徒目付小野 伝左衛門殿小野安三郎殿普請役見習早川雄 之進殿御小人目付岩藤龜三郎殿栗原伊八殿下 向心対記録	寺社方御役人衆御居込御勘定衆御徒目付衆御 普請役衆御小人目付衆下向心対記録戊辰年三 月廿日着船己巳年四月二日出帆	寺社方御役人衆御居込御勘定衆御徒目付衆御 普請役衆御小人目付衆下向記録 下着前并諸 役々より伺書附札	居込御役人御勘定久保田吉次郎殿御徒目付野 中新三郎殿御普請役千田八郎殿御小人目付古 沢常吉殿心対記録	居込御役人御勘定久保田吉次郎殿御徒目付野 中新三郎殿御普請役千田八郎殿御小人目付古 沢常吉殿心対記録
〃文化七年	文化七年	〃文化五年	〃文化五年	文化五年	〃文化四年	文化四年
0 4 4 7	0 3 8 9	0 3 3 1	0 2 6 7	0 2 1 7	0 1 5 4	0 1 0 6















697	696	695
三九	三九	三八
〃	〃	〃
信使後集書	信使後集書	信使濟二付御祝并一躰之被称筋
〔文化十一年九	文化八年	文化九年
0588	0535	0466

## 信使記録(天保)

703	702	701	700	699	698	No.
八	九	七	七	六	五	慶應 冊子 番号
94   11   8	94   11   9	〃	94   11   7	94   11   6	94   11   5	請求 番号
信使御用呼出	信使記録中清書 三番	信使御用差紙控	信使御用向御内調書留	信使前集書書繼 一番	朝鮮国王城焼亡且九送使約定取入之諸物及断 候付御仁惠筋被仰上御金壹万兩御拝借被蒙仰 候始終之覚書 諸記録夕印(朱)レ○	表 題
年 天保十一 嘉永六	年 天保十二	年 天保十二	天保七年	天保六 十年	天保五 七年	年次
					6 3	リ ール 番号
0 4 1 8	0 2 4 3	0 2 2 3	0 1 6 5	0 0 8 9	0 0 0 3	番 号 コマ
来 聘 方	札 表 方 御 書	聘 筆 方 所 御 来 佑	居 御 方 留 守	札 表 方 御 書	札 表 方 御 書	備 考

信使記録 (年代混交)

708	707	706	705	704
二	二	二	一	一
"	"	"	"	93 4 2
明治十三年八月修信使来朝記録 (朱) 第四	安政五戊午年信使御用御国より之答書控	嘉永五壬子年より前例御尋答下書 (朱) 第参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御普請役廻村毎日記</li> <li>・御用達より差出候御用書留写</li> <li>・公義御普請役田舎廻見ニ付村々答書 享和元辛酉年八月日 御郡奉行所</li> <li>・御普請役宿亭主山城吉左衛門高島五右衛門より差出候尋答并下代より差出候尋答写共 酉九月九日達</li> <li>・御普請役御宿亭主山城吉左衛門高島五右衛門より差出候尋答</li> </ul>	<p>天明年信使御伺方手続</p> <p>享和元辛酉年信使就御用御普請役衆对州江被差下候節役々掛合之趣御国より相達候諸合帳</p> <p>・下モ之関廻船中ニ而御普請役兩人より被尋青木小市より相答候趣ニ付同人より差出候請留 酉八月廿日 曉達 三冊合帳 一番</p> <p>・御用達より差出候御用書留写 酉九月九日達 二番</p>
明治十三年		(嘉永五	享和元年	天明六年
				64
0512	0488	0284	02244 02110 01192 00068 00037 00036	00033
	来聘方	来聘方	表御書 札方	

## 信使記録(雑集)

715	714	713	712	711	710	709	No.
二	二	二	一	一	一	一	慶應 冊子 番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	93   5   2	請求 番号
客館御普請用木材之内無節上木之分取調帳 御行礼家一躰之分同御式台右同断 客館表 門右同断 聘使家右同断	信使御伺下案	朝鮮国江九送使差渡候付公貿易之次第 式冊合 帳 林大学頭様より朝鮮江差渡候九送使公貿易 之次第致吟味候得は相知候得共手入二□候間 □紙二而も認遣吳侯様杉村但馬江御咄有之候付 天保五□年取調小兼ニ認差上候控也	真文控 但此分追而清書の節緘入候事 緘入 ニ不及分も真文は都而繼立置也	辰年御国より被差越候信使入目積 (朱) 第式	信使御手当御願下案	信使来聘御用ニ付愚考之覚 書繼	表 題
							年 次
						6 5	番リ ール 号
0 2 4 4	0 2 1 9	0 1 9 2	0 1 4 3	0 1 1 9	0 1 0 9	0 0 0 3	番コ 号マ
		札表 方御 書				「末 尾に 子六 凡考 候事」	備 考

722	721	720	719	718	717	716
二	二	二	二	二	二	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
申含 壬戌十月廿一日達	申含 子四月十一日達	信使御手当御願御家老添願下案 江戸調替 壬子二月於	信使被仰出候当日之手続	御日繰覚 此度信使来聘之節大坂在留中諸御手数向凡之	信使二付御自分御手当之廉々公辺向之御積立 小訳下調	信使御入用御手当願二付公辺向之御積立下調
		年（嘉永五				
0 3 9 7	0 3 9 0	0 3 7 9	0 3 5 8	0 2 8 1	0 2 7 2	0 2 5 6
				御留守 居方		



東京国立博物館編

## 収録史料目録凡例

- 1 本目録は、東京国立博物館所蔵の「信使記録」をマイクロフィルム化するに際し、史料とマイクロフィルムとの関係を、同館作成の『東京国立博物館蔵書目録（和書・2）』をもとに対照させたものである。
- 2 本目録は、東京国立博物館所蔵「信使記録」のすべてを収録したものであり、便宜上全体に通し番号を付してある。
- 3 本目録の請求番号・目録名は『東京国立博物館蔵書目録（和書・2）』によった。
- 4 表題は外題を第一、内題を第二とし、双方がない場合は本文の記録に基づき、その場合は「」で示した。その際の表記等は以下の方針によった。
  - (1) 常用漢字に規定された漢字は、原則として常用漢字を用いた。
  - (2) 変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
  - (3) 原冊子で抹消処理がしてある字は、「」で示した。

- (4) 虫損・破損及び判読しがたい箇所は、□印で示した。
- (5) 誤字と思われる字句や文意の通じがたい箇所には（ママ）と注記した。
- (6) 平出・欠字は詰め、離れた箇所にある語句は一字空けて分かりやすいようにした。
- (7) 朱書きの文字には（朱書）と注記した。
- 5 コマ番号は、冊子の表紙が撮影されているマイクロフィルムのコマ番号である。
- 6 備考欄には、史料作成者・作成役所名、その他を記した。
- 7 目録作成者の注記は（ ）で示した。





23	22	21	20	19	18	No.
と 1711	と 1711	と 1711	と 1711	と 1711	と 1711	請求 番号
十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	十年 朝鮮 信使 記録  寛永二	目 録 名
寛永廿癸未年  朝鮮 信使 記録	寛永廿癸未年  朝鮮 信使 記録 卷十一	寛永廿癸未年  朝鮮 信使 記録 卷十	寛永廿癸未年  朝鮮 信使 記録 卷九	寛永廿癸未年  朝鮮 信使 記録 卷八	朝鮮 信使 記録 卷七	表  題
					1	番 リ ー ル 号
1 3 2 9	1 2 6 1	1 1 9 3	1 1 4 2	1 0 8 3	1 0 4 1	番 コ マ 号
						備 考





51	50	49	48	47	46
と 5255	と 5255	と 5255	と 5255	と 5255	と 5255
信使来聘記	信使来聘記	信使来聘記	信使来聘記	信使来聘記	信使来聘記
(朱書) 信使来聘記 忒州風本より大坂着船迄 式	信使来聘記 大坂御在留中 参(朱書)	四(朱書) 信使来聘記 大坂御発足より京都御在留中	(朱書) 信使来聘記 京都発足より品川参着迄 五	六(朱書) 信使来聘記 品川より江戸御着日光御発足迄	迄 七(朱書) 信使来聘記 日光参詣江戸御発足より御帰府
1 2 0 6	1 1 9 1	1 1 7 2	1 0 6 5	1 0 3 5	0 9 8 9

## 天和・正徳信使記録

No.	請求番号	目録名	表題	番 リ ー ル 号	番 コ マ 号	備考
57	と 5269	正徳元年朝鮮信使進見 辞見賜饗儀注	正徳元辛卯年十一月朔日 朝鮮信使進見儀注		0 5 9 7	
56	と 5266	正徳元年就信使海陸御 馳走方聞合覚	正徳元就信使海陸從御馳走方聞合覚		0 3 9 0	
55	と 5266	正徳元年就信使海陸御 馳走方聞合覚	正徳元就信使海陸從御馳走方聞合覚 口八十 六		0 2 6 6	
54	と 5242	天和二年從朝鮮国献上 之御鷹御馬	天和二壬戌年七月 從朝鮮国献上之御鷹御馬 大坂着道中飼料覚書 天和信使記録箱二入 七十一（朱書）		0 2 3 5	
53	と 8857	自延宝九年至天和二年 信使来聘集書	信使来聘二付御内所集書 六十九（朱書） 延宝九辛酉年より天和二壬戌年ニ至 西六月 二日ヨリ		0 1 6 9	
52	と 5263	信使覚書 寛永二十年 明暦元年	寛永廿年明暦元年 信使覚書 但此覚書八天 和信使之節書抜被仰付被指上候写也 五番御 用筆筒入（朱書）	3	0 0 0 3	高木弥次 右衛門

64	63	62	61	60	59	58
と 9637	と 9637	と 5268	と 8523	と 5267	と 5269	と 5269
朝鮮来聘使関係書類	朝鮮来聘使関係書類	正徳元年従公儀朝鮮国王への返物	正徳元年信使記録 諸役存寄之書付	正徳元年朝鮮国王ヨリ公儀へ進上物	正徳元年朝鮮信使進見 辞見賜饗儀注	正徳元年朝鮮信使進見 辞見賜饗儀注
十一月十九日江戸御発駕ヨリ京都御着マデ	十一月十九日江戸御発駕ヨリ京都御着マデ	正徳元辛卯年同二壬辰年 従公儀朝鮮国王江之御返物并三使以下江被下物諸御役人様御家门様両長老殿様若殿様両御奥様御簾中様高寿院様より三使以下江御返物覚書	正徳元 信使ニ付諸役存寄之書付 ロ(朱書)	正徳元辛卯同二壬辰年 朝鮮従国王公儀江之進上物并三使自分之献上物附諸御役人様御家门様両長老殿様若殿様両御奥様御簾中様高寿院様江之御音物覚書 二冊合帳 〔二十八(朱書)〕	正徳元辛卯年十一月十一日 朝鮮信使辞見儀注	正徳元辛卯年十一月三日 朝鮮信使賜饗儀注
1 0 6 5	0 9 5 7	0 9 0 8	0 8 5 7	0 7 8 6	0 7 3 0	0 6 6 4

## 享保信使記録

No.	請求番号	目録名	表題	番 リ ー ル 号	番 コ マ 号	備 考
71	と 2838	朝鮮信使記録 享保四 ・八年 延享五年	享保八癸卯 朝鮮馬牝御献上覚書 諸記録 〔卜〕十(朱書)印		0 8 3 5	
70	と 2838	朝鮮信使記録 享保四 ・八年 延享五年	享保四己亥年信使二付御役人并海陸御馳走人 人馬割御賄御代官被仰出候覚書 イ十四		0 8 0 5	
69	と 2838	朝鮮信使記録 享保四 ・八年 延享五年	別幅御馬芸馬飼料相附候朝鮮人并通詞之者下 行覚書 百三十		0 7 1 7	浅野佐七 井上源八
68	と 9421	朝鮮関係記録	享保己亥年 信使御用掛松平对馬守様横田備 中守様大久保下野守様ヨリ御尋答書并御勘定 組頭奥野忠兵衛様請答之覚書 (七拾四 弍ノ二)		0 5 2 6	
67	と 9421	朝鮮関係記録	組頭奥野忠兵衛様請答之覚書 (七拾四 弍)		0 3 9 4	
66	と 1710	朝鮮信使関係書	信使御同伴御在府中日帳 享保四己亥年 坤		0 1 5 5	
65	と 1710	朝鮮信使関係書	信使御同伴御在府中日帳 享保四己亥年 九 月廿七日より此日御府着十月六日迄 乾	4	0 0 0 3	

## 延享・宝暦信使記録

80	79	78	77	76	75	74	73	72	No.
と 7132	と 368	と 610	と 406	と 1282	と 1282	と 3687	と 190	と 2838	請求番号
宝暦信使音物	朝鮮国へ被遣物絵形	朝鮮人御帰国書類	延享韓客御用	延享五年信使記録	延享五年信使記録	朝鮮信使来聘一件	延享三年朝鮮人来聘記	朝鮮信使記録 享保四 ・八年 延享五年	目録名
宝暦信使音物 往	延享五辰年 朝鮮国へ被遣物絵形 全	朝鮮人御帰国江戸附出人馬被仰付一札 延享 五年 辰二月	延享戊辰韓客御用	延享五戊辰年信使記録 下向品川ヨリ見付迄 御馳走書 三	延享五戊辰年信使記録 下向品川ヨリ見付迄 御馳走書 二	朝鮮信使来朝一件 一	朝鮮人来聘記	延享五戊辰年信使御献上 御鷹記録 四十七 此記録清右衛門より差出候紙面朱書ニ而直し 候通本記録ニ写し留ル 朱丸印ハ本記録ニ除 ケ候分也	表題
							5		番 リ ー ル 号
0 6 8 7	0 6 1 7	0 6 0 7	0 5 6 1	0 4 1 2	0 2 6 8	0 1 4 6	0 0 0 3	0 9 2 5	番 コ マ 号
								* 1 野村清右 衛門	備 考

## 文化信使記録

89	88	87	86	85	84	83	82	81	No.
と 4646	と 4646	と 4646	と 4646	と 9473	と 9420	と 9638	と 1556	と 1556	請求番号
朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	寛政八・九年議聘御用 往返文書	朝鮮議聘記録	朝鮮来聘使関係書類 抜書	延聘使関係書	延聘使関係書	目録名
		從御国之書状 地(朱書)		寛政八丙辰同九丁巳同十□□同十一己未同十二□□享和□□□議聘御用御国往復	寛政六甲寅年 議聘記録 四	抜書 (天明八〜寛政一一年)	天明八戊申年 延聘使御書翰之儀二付以酌庵輪番諦西堂江古川図書掛合之次第集書	從天明八戊申年至寛政元己酉年 古川図書江戸表江被為召信使来聘御差延之儀被仰出候始終之御用録	表題
								6	番リール号
0 9 8 7	0 8 3 0	0 5 9 0	0 4 5 8	0 3 6 5	0 2 9 2	0 1 9 9	0 1 7 1	0 0 0 3	番コマ号
表題欠	表題欠		表題欠		方 表御書札			方 表御書札	備考

99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
と 9645	と 9645	と 579	と 9416	と 5257	と 4646	と 4646	と 4646	と 4646	と 4646
朝鮮関係御尋答記	朝鮮関係御尋答記	文化八年於対馬国修两国通聘之礼	文化六年来聘使関係書類	朝鮮王書翰且返翰之書留	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類	朝鮮来聘書類
	土屋帯刀様 松山惣右衛門様 御尋答記	文化八年於対馬国修两国通聘之礼	文化六己巳年 四月より六月二至 来聘御用掛寺社御奉行脇坂中務大輔様江被仰遣候御用向ニ依御用人大浦作兵衛出府彼方様江罷出御直ニ御応答申上候次第録 諸記録「ㄱ」ㄱ(朱書)印	從慶長十二丁未年 宝曆十三癸未年二至 信使之節朝鮮王書翰且御返翰之書留	御内用答 子三月朔日達				
									7
0 9 9 2	0 8 1 9	0 8 1 0	0 7 9 2	0 7 0 4	0 6 8 9	0 5 7 5	0 3 3 8	0 2 0 2	0 0 0 3
* 2 表題欠			方 表御書札	方 表御書札		表題欠	表題欠	表題欠	表題欠

101	100	No.
と 9647	と 7480	請求 番号
翰 写 朝鮮 延聘 使御 書翰 并返	拵 物之 書付 朝鮮 国王 江之 御返 却御	目 録 名
延聘 使御 書翰 并返 翰写 和解 共 之節 相渡 候真 文和 解共	文化 從公 方様 大納 言様 朝鮮 国王 江之 御返 物 御拵 等之 書付 此方 江控 留無 之追 而年 寄を 以 写留 置 四番 箱入 合	表 題
	7	番リ ール 号ル
1 1 4 5	1 1 3 0	番コ 号マ
方 表 御 書 札	方 表 御 書 札	備 考

## 信使記録 (天保以降幕末期)

108	107	106	105	104	103	102	No.
と 531	と 531	と 531	と 531	と 1709	と 9643	と 9643	請求番号
信使前集書	信使前集書	信使前集書	信使前集書	朝鮮関係書	朝鮮来聘使関係書類	朝鮮来聘使関係書類	目録名
天保十三壬寅年 信使前集書 四番	天保十二辛丑年 信使前集書 三番	天保十一庚子年 信使前集書 二番	天明六丙午同七丁未同八戊申年迄 書 在勤杉村直記 信使前集	弘化三丙午年より同四丁未年二至 御聞御老中様と此方様御用談之御振以前之御 格御中絶之廉御旧復之儀被及御内意品能被蒙 仰候始終之覚書	壬子二月中村為弥殿へ差廻 朝鮮国信使来聘 之御用被仰出候以来凡之次第書取(御内話書取下案)	朝鮮御通交ニ付御利分積 朝鮮御取引被相止 公貿易御利分之分ハ日本ニ而御米を以御頂戴 被遊候二見一躰之御身代御出入積	表題
						8	番リール 号ル
0 5 7 4	0 3 6 0	0 2 4 0	0 1 1 0	0 0 5 7	0 0 3 9	0 0 0 3	番コ 号マ
方表御書札	方表御書札	方表御書札		方表御書札		* 3 方表御書札	備考



120	119	118	117
と 9415	と 8556	と 8556	と 1281
自安政二年至同六年信 使易地等ノ儀ニ付金子 拝領記録	嘉永二年信使前集書	嘉永二年信使前集書	信使記録 弘化二年 嘉永五年
安政二乙卯年より同六己未年ニ至 信使御国 易地御用調ニ付御国并和館御守衛向之儀被仰 立御金二万兩御拝領記録 諸記録子□	嘉永六癸丑年より安政六己未年迄 信使前集 書	嘉永二己酉年より同五壬子年迄 信使前集書 九番	弘化二乙巳年より嘉永五壬子年迄 信使記録 前例御尋答
1 2 6 8	0 9 3 5	0 8 2 0	0 4 8 1
方 表御書札	方 表御書札	方 表御書札	方 表御書札

\* 1 『東京国立博物館蔵書目録 (和書・2)』では四冊で一件であるが、この一冊は延享信使記録である。  
 \* 2 『東京国立博物館蔵書目録 (和書・2)』では二冊で一件であるが、この一冊は信使記録ではない。  
 \* 3 『東京国立博物館蔵書目録 (和書・2)』では二冊で一件であるが、この一冊は信使記録ではない。  
 \* 4 『東京国立博物館蔵書目録 (和書・2)』では二冊で一件であるが、この一冊は「と一二八二延享五年信使記録」の二冊と揃と思われる。



大韓民國國史編纂委員會編

## 収録史料目録凡例

- 1 本目録は、大韓民國國史編纂委員會所蔵の「信使記録」をマイクロフィルム化するに際し、史料とマイクロフィルムとの関係を、同委員會作成の『對馬島宗家文書記録類目録集』をもとに對照させたものである。
- 2 本目録は、國史編纂委員會所蔵「信使記録」のうち、慶長期から享保期を収録したものであり、便宜上全体に通し番号を付してある。
- 3 本目録の請求番号・表題・番号・年紀は、同委員會作成の『對馬島宗家文書記録類目録集』を踏襲したものであり、それぞれ閲覽請求番号・文書（冊子、以下同様）表紙表題・文書表紙に記録された番号・文書表紙に記録された年次を指している。但し、年紀には朝鮮王朝の国王の紀年を併記し、表題については原冊子をもとに慶應義塾図書館及び東京国立博物館所蔵「信使記録」と対比しやすいように表現した。
- 4 表題の表記は、以下の方針によった。

- (1) 表題欄には破線を入れ、副題を区別した。
- (2) 表紙が欠落した冊子の場合には本文の記録に基づき、その場合は「」で示した。
- (3) 常用漢字に規定された漢字は、原則として常用漢字を用いた。
- (4) 変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
- (5) 原冊子で抹消処理がしてある字は、「」で示した。
- (6) 虫損・破損及び判読しがたい箇所は、□印で示した。
- (7) 誤字と思われる字句や文意の通じがたい箇所には（ママ）と注記した。
- (8) 平出・欠字は詰め、離れた箇所にある語句は一字空けて分かりやすいようにした。
- (9) 朱書きの文字には（朱）と注記した。
- 5 コマ番号は、原則として冊子の表紙が撮影されているマイクロフィルムのコマ番号を示した。
- 6 備考欄には、合冊の状況や文書作成者名及び作成役所名が明らかでない場合に限りそれを示した。
- 7 目録作成者の注記は（ ）で示した。

## 回答兼刷還使・寛永信使記録

5	4	3	2	1	No.
6	5	4	3	1	巻 罫
寛永年中信使来 聘記	信使来聘記	信使来聘二付伺 書之案	信使集書	〔朝鮮国之勅使 紫野宿覚書〕	表  題
信使登城御礼之式且日光御廟拜之式 等此記録ニ有之 青木伝兵衛方より 来ル写			閏十月八日より同廿一日迄		
			二番之内継帳 二	〔十一番〕	番 号
寛永二〇 (仁祖二二)	寛永一三 (仁祖一四)	寛永一二 (仁祖一二)	元和九 (光海一五)	慶長一二 (宣祖四〇)	年 紀
				1	番 号 リール
0 0 9 3	0 0 7 9	0 0 5 1	0 0 1 9	0 0 0 3	番 号 コマ
			享保三年 の内容	表題欠	備 考









45	44	43	42	41
424	10	18	17	16
り 使 明 使 記 録 之 下 帳 よ り 抜 書	明 曆 元 乙 未 年 信 使 來 聘 記 抜 書	明 曆 元 乙 未 年 信 使 日 記 抜 書	明 曆 元 乙 未 年 信 使 日 記 抜 書	明 曆 元 乙 未 年 信 使 日 記 抜 書
	公 儀 江 差 上 候 控	海 陸 日 光 迄 之 御 馳 走 人 并 往 還 之 出 馬 人 足 覺 書	從 朝 鮮 進 上 物 御 返 物 并 諸 方 え 之 音 物 返 礼 之 覺 書	迄 信 使 歸 国 京 大 坂 船 中 并 對 州 逗 留 歸 帆
				七
明 曆 元 ( 孝 宗 六 )	明 曆 元 ( 孝 宗 六 )	明 曆 元 ( 孝 宗 六 )	明 曆 元 ( 孝 宗 六 )	明 曆 元 ( 孝 宗 六 )
0 9 8 8	0 9 2 6	0 8 8 7	0 8 5 9	0 8 2 9









88	87	86	85	84	83	82	81	No.
194	165	142	170	49	192	205	54	鸞 襲
天和信使記録	〔天和信使記録〕	信使来聘江戸在留中覚書	天和信使記録	〔天和信使記録〕	御国信使来聘之時御支度帳	天和信使記録	天和信使記録	表
〔江戸発足〕		天和二壬戌年八月廿一日ヨリ九月十二日マテ	信使迎之使者在館中并佐須奈着船より府内到着迄之毎日記		天和二年六月廿四日より九月廿五日マテ 船中道中京大坂江戸	三使官位并持渡之條書人員座目国忌行素	御内所集書	題
								番号
天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	延宝八〜天和二 (肅宗六〜八)	天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	延宝九(天和元)〜二(肅宗七〜八)	年 紀
					5		4	リール 番号
0394	0351	0169	0109	0070	0003	1040	0982	コマ 番号
	表題欠			表題欠	方 御納戸			備考

97	96	95	94	93	92	91	90	89
189	188	186	187	59	174	209	183	130
壬戌信使	壬戌信使	壬戌信使	壬戌信使	天和信使	〔信使往復書〕	天和信使記録	天和信使	天和信使記録
三使官位并持渡壁書三使音物并人員 座目国忌行素	東萊返答書上判事遣裁判書付三使贈 太守書	辛酉歳年寄中附贈詔官書并御老中官 位平田隼人遣三使書於对府遣三使書	詔官願書年寄中返答書	往復書		供日記 諸役付 船組 宿組	從朝鮮献上之御鷹御馬差登帳	海陸御馳走之献立并道中昼休之献立 從公儀御出被成候写
							九ノ下	
天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	天和元々二 (肅宗七々八)	天和二々三 (肅宗八々九)	延宝九(天和 元)々三(肅 宗七々九)	寛永一三々延 宝三(仁祖一 四々肅宗元)	天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)	天和二 (肅宗八)
0 8 2 3	0 8 0 8	0 7 7 8	0 7 3 8	0 6 3 3	0 6 1 0	0 5 2 1	0 4 9 2	0 4 5 9
					表題欠			

99	98	No.
193	58	巻 罫
信使集書	信使記録集書	表  題
亥七月四日より同六日迄 御国控	天和二壬戌年七月七日より	
		番 号
(天和三 肅宗九)	(天和二 肅宗八)	年 紀
	5	リール 番号
0 9 1 4	0 8 5 0	コマ 番号
		備 考

105	104	103	102	101	100	No.
242	262	218	215	214	213	巻 表
正徳信使記録抜 書	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	表
返答被仰出候覚書 信使ニ付此方より御伺被成候ニ付御	為信使迎杉村頼母佐須奈迄差越候覚 書	綱吉公薨御吊礼訳官渡海御代替ニ付 如先例信使ヲ以御祝詞可申上由申来 候ニ付来聘時節御伺之御使者杉村采 女江戸表へ被差越候覚書	御礼之御使者平田隼人江戸へ差越候 覚書	宝永六己丑年信使之儀被仰出御暇御 拝領御下着被成候覚書	目録	題
(朱) 十三	(朱) 九	(朱) 五	(朱) 二	(朱) 一		番 号
宝永七〜正徳 元(肅宗三六 〜三七)	正徳元 (肅宗三七)	宝永六 (肅宗三五)	宝永六 (肅宗三五)	宝永六 (肅宗三五)	宝永六〜正徳 元(肅宗三五 〜三七)	年 紀
					6	リ ール 番 号
0 3 3 3	0 2 1 5	0 1 7 7	0 1 4 4	0 0 3 3	0 0 0 3	コ マ 番 号
						備 考





No.								No.
129	128	127	126	125	124	123	122	番号
305	304	303	297	241	291	289	288	表題
正徳信使記録 日記	正徳信使記録 冊之内 二 御下向江戸御発駕より京都御着迄毎	正徳信使記録 冊之内 一 信使奉行信使江戸在留中毎日記 二	正徳信使記録 御参向御道中毎日記	正徳信使記録 海陸御馳走方より聞合御返答之覚書	正徳信使記録 朝鮮人跡残荷物大坂江被差越候節御証 文覚書	正徳信使記録 冊之内 海陸御馳走書並諸役人帳 御下向四	正徳信使記録 冊之内 海陸御馳走書並諸役人帳 御下向四	番号
(朱) 百六	(朱) 百五	(朱) 百五	(朱) 百二	(朱) 九十一	(朱) 八十五	(朱) 七十四	(朱) 七十四	年 紀
正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	宝永七〜正徳元 (肅宗三六 〜三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元〜二 (肅宗三七 〜三八)	正徳元 (肅宗三七)	リール 番号 8
1 0 4 6	0 7 9 0	0 6 3 7	0 5 1 0	0 4 4 1	0 4 3 1	0 2 4 2	0 1 3 2	コマ 番号
	行 信使奉	行 信使奉						備考

135	134	133	132	131	130
321	320	311	254	315	1127
正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録
書 人病死仕候ニ付死骸被送返候次第覚	副使ト船於対府浦令破損船滓並水夫之内五人朝鮮表へ被送遣候覚書附副使ト船之水夫老人従事ト船之船将老人病死仕候ニ付死骸被送返候次第覚	御状控 正徳二年二月九日信使御同道御下着より同年十二月迄	江戸御宿坊崇福寺江相詰候面々宿組并崇福寺普請此方より被仰付候入目帳	差上候覚書 三使帰国以後殿様江御礼之書翰不被差上次第附信使護送之御使者大浦忠左衛門帰国参判参議より之返翰公儀江被	信使ニ付御船造之覚書
(朱) 百二十九	(朱) 百二十八	(朱) 百二十六	(朱) 百十九	(朱) 百十八	(朱) 百十七
正徳元 (肅宗三七)	正徳二 (肅宗三八)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	宝永六 正徳二 (肅宗三五)
			9		
0 1 3 3	0 0 6 3	0 0 5 2	0 0 0 3	1 1 9 6	1 1 7 4

142	141	140	139	138	137	136	No.
243	229	270	269	324	323	322	尊 讓
信使集書	〔信使集書〕	正徳信使記録中	正徳信使記録上	正徳信使記録	正徳信使記録	正徳信使記録	表
宝永七庚寅年從四月九日 同八辛卯 年至二月十二日	〔宝永六己丑年從四月廿一日 同七庚寅年三月廿八日迄〕	朝鮮信使賜饗儀注	朝鮮信使進見儀注	繪図之員数并御馳走書之員数目録	御首途之覚書	信使参向之節大坂着船之段從殿様先例之通礼曹並東萊釜山江以御書翰被仰遣候事附下向之節对府到着之儀三使より朝鮮国江被相告候先問使玄判事被差渡候覚書	題
内 第貳番 〔八〕五冊之	〔第壹番〕	(朱) 二十五 三冊之内	(朱) 二十五 三冊之内	(朱) 百三十四	(朱) 百三十三	(朱) 百三十二	番 号
宝永七〽八 (肅宗三六 〽三七)	宝永六〽七 (肅宗三五 〽三六)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元〽二 (肅宗三七 〽三八)	年 紀
						9	リール 番号
0 6 5 3	0 3 4 3	0 2 8 2	0 2 1 4	0 2 0 1	0 1 8 5	0 1 6 4	番 号 コマ
	合四冊 表紙欠						備 考

150	149	148	147	146	145	144	143
341	340	374	377	375	1140	261	258
書 正徳信使記録抜	書 正徳信使記録抜	信使一件并集書	信使集書	信使集書	信使集書	信使御用集書	信使集書
朝鮮人跡荷物大坂江被差越候節御証文 覚書	御下向所々下行之御書付両長老下行 銀之員数朝鮮人下利物請弘之目録		辰正月七日より同廿三日迄 (朱) 川 船御出之□□□上馬割替	卯ノ十二月六日より同廿六日迄 同 廿六日より辰ノ正月六日迄 御国控	卯六月五日より七月五日迄	宝永八辛卯年三月十一日より四月三日迄 御国摺	宝永八辛卯年徒二月十五日至四月三日
(朱) 三十八	(朱) 三十七		(朱) 十六番二 十冊之内〔拾五 番〕	(朱) 十四十五 番二十冊之内 〔拾三番拾四番〕	(朱) 六七番 二十冊之内	九番	第参番 〔八冊之内〕 五冊之内
正徳元 (肅宗三七)	正徳元〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳二 (肅宗三八)	正徳元〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元 (肅宗三七)	宝永八(正徳元 (肅宗三七))	宝永八 (肅宗三七)
						1 0	
0 6 9 3	0 5 0 9	0 4 7 7	0 3 8 3	0 3 1 5	0 2 3 0	0 0 0 3	1 0 0 0
				合二冊			

157	156	155	154	153	152	151	No.
359	358	356	349	236	348	346	尊 讓
書 正徳信使記録抜	書 正徳信使記録抜	書 正徳信使記録抜	書 正徳信使記録抜	正徳信使記録	書 正徳信使記録抜	書 正徳信使記録抜	表
御下向御道中毎日記	信使奉行信使江戸在留中毎日記 二	御参向御道中毎日記	御供方对府在留中毎日記	書 信使来聘之儀ニ付以酹庵江御通用之覚	信使持来往復之書	海陸御馳走方より聞合御返答之覚書	題
(朱) 六十三	(朱) 六十二 二冊之内二	(朱) 五十五	(朱) 四十八	(朱) 四十七	四十六	(朱) 四十四	番 号
(肅宗三七) 正徳元	(肅宗三七) 正徳元	(肅宗三七) 正徳元	(肅宗三七) 正徳元	宝永六〜正徳元 (肅宗三五〜三七)	(肅宗三七 〜三八)	宝永七〜正徳元 (肅宗三六〜三七)	年 紀
						1 0	番 号 リール
1 1 7 5	1 0 1 7	0 9 2 1	0 7 9 9	0 7 8 4	0 7 6 0	0 7 0 3	番 号 コマ
	行 信使奉		御供方				備 考

165	164	163	162	161	160	159	158
1018	371	369	368	367	364	363	360
拔 下 迎 送 一 件 之 書	正徳元辛卯年信 使記録抜書	正徳信使記録抜 書	正徳信使記録抜 書	正徳信使記録抜 書	正徳信使記録抜 書	正徳信使記録抜 書	正徳信使記録抜 書
		信使参向之節大坂着船之段從殿様礼 曹并東釜江御書翰を以被仰遣候事附下 向之節対府到着之儀三使朝鮮へ被相 告候先問被差渡候覚書	諸役存寄書	副使卜船於対府令破損船滓並水夫五 人朝鮮江被送戻候覚書	信使奉行下向信使船中毎日記	御下向御船中毎日記	信使奉行下向信使道中毎日記
虫干二改 九番〔拾番〕	九番	(朱) 七十四	(朱) 七十三	(朱) 七十二	(朱) 六十八	(朱) 六十七	(朱) 六十四
正徳元 (肅宗三七)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元 (肅宗三七)	正徳元 〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元 〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元 〽二 (肅宗三七 〽三八)	正徳元 〽二 (肅宗三七)
						1 1	
0 3 7 5	0 3 5 9	0 3 3 7	0 3 0 7	0 2 7 9	0 1 6 1	0 0 0 3	1 2 5 5
					行 信 使 奉		行 信 使 奉

169	168	167	166	No.
378	372	373	1124	尊 躰
正徳年信使来聘 三度登城御礼式 之次第	正徳年信使来聘 三使江上使被成 下候節階下迎送 并座位御茵等之 次第	正徳年信使来聘 方より御国使者 覚	信使記録	表
		正徳元辛卯年より同式壬辰年至	宝永六己丑年ヨリ□徳式壬辰年迄	題
				番 号
正徳元〜二 (肃宗三七 〜三八)	正徳元 (肃宗三七)	正徳元〜二 (肃宗三七 〜三八)	宝永六〜正徳 二(肃宗三五 〜三八)	年 紀
			1 1	リール 番号
0 5 9 3	0 4 9 4	0 4 7 4	0 3 9 0	コマ 番号
		組頭方	方 御納戸	備 考

170	
716	
海陸御下向御状 控	信使御用二付御 下向海陸日帳
宝永六己丑年 六月十三日江戸御発 駕 同廿七日大坂御着 七月十三日 御国御下着 信使御用二付不時御暇 出ル	宝永六己丑年 六月十三日江戸御発 駕 同廿七日大坂御着 同晦日同所 御乗船 七月二日川口御出帆 同十 三日御国御着船 一冊□□
(宝永六 肅宗三五)	(宝永六 肅宗三五)
0 8 8 4	0 8 0 1
御供樋口 佐左衛門	合二冊 樋口佐左 衛門・貝 江新五兵 衛・御履 本寺多吉 ・大坂迄 御供大浦 伊助

171							No.
257							尊 讓
正徳元宝永辛卯 年信使記録							表
朝鮮人帰国御饗応御献立帳 大仏三十三間堂二而御馳走之覚并用 意品々 覚帳 従公儀御代官衆江被仰付候御書付写 平田直右衛門殿より被差登候覚書							題
						三番	番 号
						正徳元 (肅宗二七)	年 紀
						1 1	番 号 リール
0 9 8 7	0 9 7 1	0 9 6 9	0 9 6 1	0 9 3 7	0 9 0 4	0 9 0 3	番 号 コマ
		番十兵衛 ・内野一 郎左衛門			番十兵衛 ・内野市 郎左衛門	合冊 番十兵衛 ・内野市 郎左衛門	備 考



173	172	No.
219	316	巻 頁
〔毎日記〕	〔信使書契控〕	表
		題
		番 号
正徳二 (肅宗三八)	正徳二 (肅宗三八)	年 紀
	1 1	番 号
1 1 8 2	1 1 3 8	番 号
表紙欠	表題欠	備 考

享保信使記録

180	179	178	177	176	175	174	No.
395	394	390	379	393	414	392	尊 襲
信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	〔享保信使記録〕	〔享保信使記録〕	〔享保信使記録目録〕	表
渡帰国迄之覚書 信使迎裁判樋口孫左衛門朝鮮へ被差	海陸御馳走所江江戸年寄中并御留守居中より相触候覚書	信使二付講定使渡海覚書	信使来聘二付修聘使大浦忠左衛門朝鮮江被差渡候覚書	〔義方様御逝去二付方誠様江戸江被為召御登兼而御願之通御養子被仰付御家督其上先規之通朝鮮御用被蒙仰御下着被成候次第覚書〕	〔將軍宣下相濟候付朝鮮江告慶使平田隼人被差渡候覚書〕		題
八	七	六	五	四	二	一	番 号
享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保三、四 (肅宗四、四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	年 紀
						1 2	リール 番号
0 5 8 7	0 5 6 0	0 3 4 8	0 1 7 9	0 1 3 7	0 0 1 9	0 0 0 3	コマ 番号
				表題欠	表題欠	表題欠	備考



197	196	195	194	193	192	191	190	189
431	430	429	428	383	426	425	421	419
享保信使記録	享保信使記録	享保信使記録	享保信使記録	享保信使記録	享保四己亥年信使記録	〔享保信使記録〕	享保信使記録	〔享保信使記録〕
信使音物贈答帳公儀江被差出写	殿様若殿様御女中様方并両長老三使 其外朝鮮人より音物御贈答上々官以 下へ被成下物覚書	御三家御老中御役人方且此方御家門 様方朝鮮人ト音物御贈答之覚	從朝鮮国別幅御馬御鷹覚書	朝鮮国より別幅御馬御鷹之覚書	朝鮮国王江之御返物并三使以下江被下 物附仕立覚書	別幅并自分献上物仕立	殿様并両和尚萬松院礼曹ト往復書翰 別幅御贈答之写	〔国書并別幅之写往復共〕
四十二	四十一	四十	三十九	〔三十八〕	三十七	〔三十六〕	三十五	〔三十三〕
享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)
1 5								
0 0 0 3	0 7 0 2	0 6 0 3	0 3 4 3	0 2 1 6	0 1 9 8	0 1 7 1	0 1 3 4	0 1 0 1
						表題一 部欠		合二冊 表題欠







230	229	228	227	226	225	224
391	503	498	497	496	501	482
享保信使御船附 記録日帳	御逗留中日記	享保四己亥年御国 信使下向役人并服 附々御行列諸覚書	御国信使下向記 録	享保四己亥年御国 信使参向役人并服 附々御行列諸覚書	享保信使国書并 従礼曹来翰写	信使記録
御用最初より御参向御船中大坂御着迄	享保四己亥年十一月 日		享保四己亥年十月十四日ヨリ十二月 二至			道中船橋之絵図
十一冊之内 老番式冊之内					虫干二改九番 〔六番〕	百三十一
享保二〜四 (肃宗四三 〜四五)	享保四 (肃宗 四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)
		2 0				
0 1 1 2	0 0 6 1	0 0 0 3	0 6 2 0	0 4 8 8	0 4 7 1	0 4 5 0
御船奉行 小田平左 衛門	与頭	仮与頭杉 村帯刀	仮与頭杉 村帯刀	仮与頭杉 村帯刀		



243	242	241	240	239	238	237
484	483	411	260	1122	500	515
信使記録	信使記録	享保四己亥年信使往還日記上	朝鮮人御横目方記録日帳	信使之節大坂残	享保四己亥年十月二日下向信使記録	享保信使立御往還御船組
享保四己亥年六月廿六日より九月十二日迄	享保四己亥年正月四日より六月廿六日迄	延享信使ニ付不二ニ而写之	享保四年己亥九月日	享保四己亥年五月十九日より同五年庚子正月廿一日迄		
二番	一番	三冊之内上	十一冊之内			十一冊之内
享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保三、四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四、五 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)
					2 1	
0 4 3 8	0 2 3 9	0 1 5 3	0 0 4 2	0 0 2 2	0 0 0 3	0 6 7 8
忠右衛門 加役古川 中原伝蔵 京都留役	忠右衛門 加役古川 中原伝蔵 京都留役	院 加番即宗	御横目中 衛門 小田平左	御腰物方	衛門 吉村橋左 御作事方	衛門 小田平左 御船奉行

249	248	247	246	245	244	No.
412	506	486	488	495	485	尊 蒙
享保四己亥年信使 来聘博多役覚書	大坂享保五庚子 信使記録従正月 至二月	大坂享保四己亥 信使記録従十一 月至十二月	大坂享保四己亥 信使記録十月	信使来朝帰国覚 帳	信使記録	表
墨付五拾八枚				享保四己亥年同五庚子年	享保四己亥年九月十三日より 五庚子年正月五日より三月二日迄 享保	題
〔朱〕十二					三番	番 号
享保四 (肅宗四五)	享保五 (肅宗四六)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五)	享保四 (肅宗四五 〜四六)	年 紀
			2 2		2 1	リール 番号
0 1 3 1	0 1 1 8	0 0 6 1	0 0 0 3	0 7 8 3	0 6 1 1	コマ 番号
西山庄 左衛門				京都留役 中原伝蔵 加役古川 忠右衛門	京都留役 中原伝蔵 加役古川 忠右衛門	備 考

255	254	253	252					250
489	517	492	491	1141				413
享保信使記録	享保信使記録帳 目録	信使集書	信使集書	〔信使集書〕				信使集書
正被差渡候覚書 着之段從三使朝鮮江被相告候先問韓僉 參向大坂着船之段從殿様礼曹并束釜 へ御書翰を以被仰遣候事下向対府到		享保四己亥年八月廿三日より九月十 九日迄	享保四己亥年六月六〔日 七月六日 七〕月十九日迄	御国控 九月十日より同廿八日迄 信使集書	同七日迄 信使集書 御国控 戌九月三日より	九月晦日より閏十月七日マテ 信使 集書 御国控	享保三戊戌年正月五日より十二月廿 九日迄 二番始 印	
		六番〔朱〕 六〕	五番〔朱〕 六〕				〔朱〕六〕二 番始 印	
(享保四 肅宗四五)	(享保四 肅宗四五)	享保四 (肅宗 四五)	(享保四 肅宗四五)				享保三 (肅宗四四)	
		23						
0 2 8 9	0 2 7 8	0 0 0 3	0 4 3 9	0 4 0 0	0 3 8 0	0 3 7 3	0 3 7 2	
		御国行	(御国)				合三冊 表紙欠	

261	260	259	258	257	256	No.
427	499	512	423	422	490	尊 讓
享保信使記録	〔享保信使覚書〕	享保信使記録	享保信使記録	享保信使記録	享保信使記録	表 題
信使雑記 (朱) △		御参向信使对府在留中日帳抜書	信使下向於御国諸役人之覚 (朱) △	御家中へ被仰渡御壁書并年寄中より諸役江相渡候覚書 (朱) △	参向御国ニ而諸役付并誓旨控	
三十七			三十六	三十五		番 号
享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	享保四 (肃宗四五)	年 紀
					2 3	番 号 リール
0 6 5 7	0 5 8 3	0 5 6 6	0 5 3 5	0 4 7 4	0 3 2 5	番 号 コマ
	表紙欠					備 考

## 朝鮮通信使一覽

千支	年		千支	日本	朝鮮	西曆	正使	副使	從事官	使命	(総人員) 大坂留	備考	
	干支	代											(將軍謁見の年)
辛未	甲申	戊辰	己亥	辛卯	壬戌	乙未	癸未	丙子	甲子	丁巳	丁未		
文化八	明和元	寛延元	享保四	正徳元	天和二	明暦元	寛永〇	寛永三	寛永元	元和三	慶長三		
純祖二	英祖四	英祖二四	肅宗四	肅宗三七	肅宗八	孝宗六	仁祖三	仁祖四	仁祖二	光海君九	宣祖四		
一八二	一七四	一七八	一七九	一七二	一八二	一六五	一六三	一六六	一六四	一六七	一六七		
金履喬	趙曦	洪啓禧	洪致中	趙泰億	尹趾完	趙珩	尹順之	任統	鄭岍	吳允謙	呂祐吉		
李勉求	李仁培	南泰耆	黄璿	任守幹	李彦綱	俞瑒	趙綱	金世濂	姜弘重	朴梓	慶暹		
	金相翊	曹命采	李明彦	李邦彦	朴慶俊	南龍翼	申濡	黄辰	辛啓栄	李景稷	丁好寛		
家齊の襲職	家治の襲職	家重の襲職	吉宗の襲職	家宣の襲職	綱吉の襲職	家綱の襲職	家綱の誕生	泰平の賀	家光の襲職	大坂平定日域統合の賀	修好		
三六	(二〇六)	(四七三)	(八三)	(四七五)	(二〇〇)	(二九)	(五〇)	(二二)	(四七五)	(四八八)	(二〇三)		
同右(対馬易地聘礼)	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	通信使(外交体制の变革)	同右	同右	回答兼刷還使		

JUN 8 2000

大韓民國國史編纂委員會藏

監修 田代和生・李薰

対馬宗家文書

【第1期】

# 朝鮮通信使記録

別冊【下】

ゆまに書房

## 収録史料目録凡例

- 1 本目録は、大韓民國國史編纂委員會所蔵の「信使記録」をマイクロフィルム化するに際し、史料とマイクロフィルムとの関係を、同委員會作成の『對馬島宗家文書記録類目録集』をもとに對照させたものである。
- 2 本目録は、國史編纂委員會所蔵「信使記録」のうち、慶長期から享保期を収録したものであり、便宜上全体に通し番号を付してある。
- 3 本目録の請求番号・表題・番号・年紀は、同委員會作成の『對馬島宗家文書記録類目録集』を踏襲したものであり、それぞれ閲覧請求番号・文書（冊子、以下同様）表紙表題・文書表紙に記録された番号・文書表紙に記録された年次を指している。但し、年紀には朝鮮王朝の国王の紀年を併記し、表題については原冊子をもとに慶應義塾図書館及び東京国立博物館所蔵「信使記録」と對比しやすいように表現した。
- 4 表題の表記は、以下の方針によった。

- (1) 表題欄には破線を入れ、副題を区別した。
- (2) 表紙が欠落した冊子の場合または表紙に表題がない冊子の場合、本文の記録に基づき、その場合は「」で示した。
- (3) 常用漢字に規定された漢字は、原則として常用漢字を用いた。
- (4) 変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
- (5) 原冊子で抹消処理がしてある字は、「」で示した。
- (6) 虫損・破損及び判読しがたい箇所は、□印で示した。
- (7) 誤字と思われる字句や文意の通じがたい箇所には(ママ)と注記した。
- (8) 平出・欠字は詰め、離れた箇所にある語句は一字空けて分かりやすいようにした。
- (9) 朱書きの文字には(朱)と注記した。
- 5 コマ番号は、原則として冊子の表紙が撮影されているマイクロフィルムのコマ番号を示した。
- 6 備考欄には、合冊の状況や文書作成者名及び作成役所名が明らかかな場合に限りそれを示した。
- 7 目録作成者の注記は( )で示した。



延享信使記録

268		267	266	265	264	263	262	No.
532		559	558	621	620	521	703	請求 番号
延享信使記録		〔延享信使記 録〕	延享信使記録	延享信使記録	〔延享信使記 録〕	延享信使記録 目録	信使迎裁判記 録	表
御用掛様より御尋答帳 乾		信使ニ付酒井雅楽頭様江御伺御附紙を 以御返答之覚書	〔信使ニ付酒井雅楽頭様以御書付被 仰出附此方より雅楽守様御用掛中様江 之御案内御届之覚書〕	諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具 之割被仰出御書付写	御註進扣〔共二三冊〕人	〔御註進控 共三冊 地〕	延享五戊辰年正月元日より至二月廿四 日	題
十九			〔七十六〕	拾五	拾貳	十一	四	番号
		〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	年 紀
							24	リール 番号
0714		0621	0619	0367	0280	0113	0090	0003
表紙欠損		合二冊				表題欠		コマ 番号
							小野六郎右衛門	備考

274	273	272	271	270	269				No.
629	628	627	624	531	544				番号 請求
延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録				表
御参向海陸御馳走書	御参向海陸御馳走書 〔坤〕	御参向海陸御馳走書 〔乾〕	国王より公儀江之別幅并三使自分献上物仕立之覚書	御用掛様より御尋答帳 〔乾〕	御用掛御目付□□□□目付衆御尋答覚書	御用掛様より御尋答帳 坤	〔信使御用掛御老中酒井雅楽頭様より御尋答覚書〕		題
〔五十五〕	五拾四	五拾四	参拾式	〔十九〕	廿一	二十			番号
〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五	〔英祖二四〕 延享五			〔英祖二四〕 延享五		年紀
				25					リール 番号
0603	0508	0304	0270	0003	1183	0969	0885	0883	コマ 番号
					表紙欠損	表紙欠損	表紙欠損	合三冊	備考







308	307	306	305	304	303	302	301	No.
614	667	666	665	662	660	577	575	番号 請求
延享国書并從 礼曹来翰写	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	信使記録	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	表
	江戸御在留中毎日記 三冊之内 下	江戸御在留中毎日記 三冊之内 中	江戸御在留中毎日記 三冊之内 上	延享五戊辰年 御参向大坂京都御在留中毎日記	御参向御船中毎日記	御参向信使対府在留中毎日記	信使前御国集書	題
九番	八拾七	八拾六	八拾五	八十三	八拾貳	八拾壹	八拾	番号
延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	年紀
29								リール 番号
0 0 0 3	1 1 1 7	0 9 9 1	0 8 2 6	0 7 1 4	0 5 5 0	0 3 6 9	0 2 7 9	コマ 番号
			官庫					備考



321	320	319	318	317	No.
636	713	609	712	546	請求 番号
信使記録	御下向信使御 国諸役人并着 服御行列諸覚	御参向信使御 国諸役人并着 服御行列諸覚	御下向信使御 国記録	御参向信使御 国覚書	表  題
延享五戊辰年 御下向浜松より大坂迄御馳走書 冊二番 共三	延享五戊辰年	延享五戊辰年	延享五戊辰六月ヨリ九月ニ至	延享三丙寅九月ヨリ同五戊辰三月ニ至	
五十八	式冊之内	式冊之内	式冊之内	十二冊之内	番号
延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享三ノ五 (英祖二二ノ 二四)	延享三ノ五 (英祖二二ノ 二四)	年紀
30					リール 番号
0 0 0 3	1 1 8 9	1 1 0 7	0 9 5 8	0 6 2 4	コマ 番号
	平田所左衛門 田平左衛門 多	平田所左衛門 田平左衛門 多	平田所左衛門 田平左衛門 多	御供与頭	備考

329	328	327	326	325	324	323	322
696	694	693	692	690	589	540	637
信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	信使記録
寛延元戊辰年五月 五月二日京御着同廿一日江戸御着	寛延元戊辰年四月	延享五〔寛延元〕戊辰年三月 三月十六日御乗船	延享五〔寛延元〕戊辰年二月	延享五〔寛延元〕戊辰年正月	延享四丁卯七月より同十二月迄	延享三内寅九月より同四丁卯年七月迄	延享五戊辰年 下向兵庫より勝本迄御馳走書 共三冊 三番
七番	六番	五番	四番	三番	貳番	壹番	五十九
延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享四 (英祖二三)	延享三、四 (英祖二二、 二三)	延享五 (英祖二四)
							30
1 0 9 9	0 9 7 1	0 9 1 3	0 8 1 4	0 7 4 9	0 6 4 3	0 6 2 3	0 4 1 0
京留守居 浜田伊 左衛門 同添役 柴田吉右衛門	京留守居 浜田伊 左衛門 同添役 柴田吉右衛門	浜田伊左衛門 柴 田吉右衛門	浜田伊左衛門 柴 田吉右衛門	浜田伊左衛門 柴 田吉右衛門	浜田伊左衛門 柴 田吉右衛門 より添役□□□ 柴田吉右衛門	鈴木勝左衛門 稲 野清兵衛	

336	335	334	333	332	331	330	No.
677	676	673	618	726	725	698	番号 請求
延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録	延享信使記録 目録	信使記録別帳	信使記録	信使記録	表
江戸在留中毎日記	参向道中毎日記	御参向船中毎日記 三月十七日より四月九日迄	記録ト目録ト引合兼候付目録ニ朱書番付を以有数仕分有之候得共番付致前後吟味之節手入ニ付追而現記録有数を以此目録相備置候事	寛延元戊辰年	寛延元戊辰年七月より十一月迄 七月十八日御帰着	寛延元戊辰年六月 六月十三日江戸御発駕同廿七日京御着	題
八	七	二			九番	八番	番号
(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	(英祖二四) 延享五	年紀
					31		リール 番号
0391	0284	0101	0086	0049	0003	1185	コマ 番号
奉行方	奉行方	奉行方	奉行方	京留守居 浜田伊 左衛門 同添役 柴田吉右衛門	京留守居 浜田伊 左衛門 同添役 柴田吉右衛門	京留守居 浜田伊 左衛門 同添役 柴田吉右衛門	備考



348	347	346	No.
691	715	545	請求 番号
信使参向道中 大坂より品川 至留書	信使参向船中 勝本より兵庫 至留書	信使参向对府 在留中留書	表
延享五戊辰年寛延元戊辰七月十八日改 元四月廿日より五月廿日迄	延享五戊辰年寛延元戊辰七月十八日改 元二月十七日より四月十九日迄	延享三丙寅より同五戊辰年寛延元戊辰 七月十八日改元寅九月十二日より辰三 月十六日迄	題
三番	二番	一番	番号
延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享三、五 (英祖二二、 二四)	年 紀
		32	リール 番号
0 1 7 5	0 0 8 9	0 0 0 3	コマ 番号
通詞 通詞中 下知役中	通詞 通詞中 下知役中	通詞 通詞中 下知役中	備 考

353	352	351	350	349
608	708	588	717	711
信使二付御所 望馬記録	延享信使往還 御船附記録日 帳	延享信使往還 御船附記録日 帳	信使下向船中 兵庫より対州 至留書	信使江戸本願 寺滞留中留書
延享四丁卯年 御国扣	大坂御着より御国御下着帰帆迄	御用最初より大坂御着迄	延享五戊辰年寛延元戊辰七月十八日改 元七月七日より八月四日迄	延享五戊辰年寛延元戊辰七月十八日改 元五月廿一日より六月十二日迄
	式番式冊の内	壹番式冊之内	六番	四番
延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享四、五 (英祖二三、 二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)
				32
0 6 7 2	0 5 4 7	0 3 7 1	0 3 1 3	0 2 5 7
	中庭作左衛門	中庭作左衛門	通詞 下知役中 通詞中	通詞 下知役中 通詞中

358	357	356	355		354	No.
523	542	709	612		700	請求 番号
信使記録	信使記録	信使往来府内 田舎人馬出帳	信使諸触払帳	信使御用赤幕	信使参向御用 客館御普請摺	表  題
延享五〔元〕戊辰年	延享五戊辰年	延享五戊辰年二月日	寛延元年戊辰年八月十三日七月十八日 下田入目	延享四丁卯年五月日 木綿幕数豊数	延享五戊辰年三月日 客館御普請摺	
二冊之内一						番号
延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	寛延元 (英祖二四)	延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	年紀
					32	リール 番号
0 8 6 2	0 8 2 7	0 7 7 6	0 7 6 1	0 7 5 6	0 7 2 2	コマ 番号
李右衛門 十左衛門 田又左衛門 嶋雄八左衛門 吉村平	衛門 博多役 立花源左	衛門 右衛門 吉村雲平 次右衛門 神宮相 佐治浅右	萩田助右衛門		萩田助右衛門	備考

362	361	360		359
611	1126	548		606
信使覚書	朝鮮御横目方 信使記録	就信使新規出 来諸品御印判 帳扣	信使御用諸註 文控	延享年 信使 時分江戸御国 御人配覚
延享四丁卯年五月より寛延元戊辰年九月迄	延享五戊辰年寛延と改元六月日	寛延元戊辰年八月日	延享三丙寅年ヨリ	
延享四、寛延元 (英祖二三、二四)	寛延元 (英祖二四)	寛延元 (英祖二四)	延享三 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)
				33
0 0 6 5	0 0 4 4	0 0 3 6	0 0 2 1	0 0 0 3
役中 小川右内 船御改 門 吉永文之進 衛門 小田儀左衛 番平内 仁位丈左	目 中 平田幸右衛門 岡 部幾右衛門 御横	表御書札方	筆頭木寺源五右衛 門 重松平兵衛 集書役佐藤恒右衛 門 橋辺史即左衛 門 表書札方	表御書札方

366	365	364	363				No.
615	551	591	605				請求 番号
御馳走役記録 信使立以酌庵	信使二付諸覚	信使記録	録 御長柄奉行記	御旗奉行記録	録 使御鉄炮頭記	録 信使御弓頭記	表  題
延享四丁卯年三月四日ヨリ至寛延元戊辰年七月廿四日	延享三丙寅年 此帳面は御残し被成候ニ及申間敷候	從延享四丁卯年十二月至同五戊辰年八月二下夕書	延享五戊辰年信使來聘	延享五戊辰年二月日	延享五年戊辰	延享四戊辰年 (マ)	
							番号
延享四ノ寛 延元 (英祖二三ノ 二四)	延享三 (英祖二二)	延享四ノ五 (英祖二三ノ 二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享四ノ五 (英祖二三ノ 二四)	年紀
						33	リール 番号
0190	0165	0143	0133	0124	0118	0107	コマ 番号
嶋雄多門	御腰物方	御腰物方	三浦酒之允	杉村帯刀	田嶋所左衛門	四頭分合帳 樋口弥五左衛門	備考

369						368	367
617						610	719
延享 信使御 馳走方往還日 帳二冊 隣国 御使者御馳走 覚書壹冊 灘 廻り覚書壹冊 松浦様より御 使者御馳走覚 書一冊 御荷 物長持道中記 録壹冊 右六 冊合帳						信使御普請積 り帳	信使参向御屋 舗内所々木屋 掛諸色入目水 帳
延享五戊辰四月廿一日より五月十九日迄御参向信使献上御荷物長持道中記録	延享五戊辰七月十日信使下向二付松浦肥前守様より送之御使者御馳走役相勤候覚書	延享五戊辰年七月廿四日信使帰帆灘廻覚書	延享五戊辰年七月十日隣国より之御使者御馳走人勤方覚書	延享五戊辰年七月十日信使御下向御馳走役方日帳	延享五戊辰年三月日信使参向御馳走役方日帳	延享四年卯五月日 朝鮮御鷹部屋積り共二	延享五戊辰年三月吉日
(英祖二四)	(英祖二四)	(英祖二四)	(英祖二四)	(英祖二四)	(英祖二四)	(英祖二三)	(英祖二四)
							33
0306	0302	0293	0288	0281	0259	0246	0231
泰常左衛門 小川磯右衛門	加納幸之介 乾市郎兵衛	松尾全	内野造酒右衛門 大竹三	内野造酒右衛門 高瀬巴門	内野造酒右衛門 高瀬巴門	萩田助衛門	萩田介右衛門

373	372	371	370		No.
598	593	592	607		請求 番号
信使集書	信使集書	信使集書	大坂京都道中 江戸信使宿檢 分日帳	海路信使宿檢 分日帳	表  題
延享四丁卯年五月十日より九月廿二日迄 書拔	延享四丁卯年二月廿五日より五月朔日迄 書拔	延享四丁卯年正月廿八日より二月十六日迄 書拔	延享五戊辰年正月廿二日より三月三日迄	延享四丁卯十一月廿六日より同五戊辰正月廿二日迄	
四冊之内 三	四冊之内 二	四冊之内 一			番号
延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享四、五 (英祖二三、 二四)	年紀
				33	ワール 番号
0 6 1 2	0 5 1 0	0 4 1 0	0 3 6 8	0 3 3 0	コマ 番号
奉行方	奉行方	奉行方	河村太郎左衛門 難波大助	河村太郎左衛門 難波大助	備考

378	377	376	375	374
549	597	595	594	599
信使集書	信使集書	信使集書	信使集書	信使集書
延享三丙寅年八月七日より卯正月廿七日迄 御国扣	延享四丁卯年三月十八日より四月六日迄 江戸書拔	延享四丁卯年二月十八日より三月十六日迄 江戸書拔	延享四丁卯年正月廿八日より二月十六日迄 江戸書拔	延享四丁卯九月廿五日より翌戊辰正月廿二日迄 書拔
(朱)「二十冊之内カ」 〇〇〇 「老番」	三冊之内 三	三冊之内 二	三冊之内 一番	四冊之内 四
延享三、四 (英祖二二、二二二)	延享四 (英祖二二)	延享四 (英祖二二)	延享四 (英祖二二)	延享四、五 (英祖二二、二二二)
			34	33
0 3 5 9	0 2 3 2	0 1 1 2	0 0 0 3	0 7 2 9
	御供方	御供方	御供方	奉行方

383	382	381	380	379	No.
524	507	687	600	596	番号 請求
信使記録	信使集書	信使集書	信使集書	信使集書	表 題
延享五戊辰年 信使前御国集書共二三冊一番	卯年八月廿一日より九月廿二日迄 御国扣	延享五戊辰年四月廿二日より五月廿日迄 御国扣	延享四丁卯年三月十八日より四月六日迄 御国扣	延享四丁卯年正月廿八日より二月十六日迄 御国扣	
七十八	(朱)「二十冊之内十番」 〔九番〕	(朱)「二十冊之内」 終廿一 〔八番〕	(朱)「二十冊之内四番」 〔三〕	(朱)「二十冊之内式番」 〔二〕	番号
延享五 (英祖二四)	〔延享四〕 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	年紀
35					リール 番号
0 0 0 3	1 0 3 1	0 7 2 5	0 6 4 8	0 5 0 8	コマ 番号
					備考

389	388	387	386	385	384
604	603	602	601	576	574
信使集書	信使集書	信使集書	信使集書	信使記録	信使記録
延享四丁卯年九月廿五日より十月廿九日迄 (朱) 「上之鞍皆具之割」 御国往 <small>（イ）</small>	延享四丁卯年七月十一日より同廿六日迄 御国控	延享四丁卯年五月三日より同廿八日迄	延享四丁卯年四月八日ヨリ五月二日迄	延享五戊辰年 信使前御国集書共二三冊三番	延享五戊辰年 信使前御国集書 <small>カ</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(朱) 「二十冊之内十一番」 [拾番]	(朱) 「二十冊之内八番」 [七番]	(朱) 「二十冊之内六番」 [五番]	(朱) 「二十冊之内五番」 [四]	八十	七十九
延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)
					35
0592	0552	0493	0427	0266	0095

394	393	392	391	390	No.
701	689	688	510	508	請求 番号
信使集書	信使集書	信使集書	信使集書	信使集書	表  題
辰ノ四月五日より同廿一日迄 御礼式	辰二月廿六日より三月十三日迄	延享五戊辰年正月廿四日より二月廿六日迄 〔朱〕「御伝馬御朱印鉄炮御証文」	辰三月十四日より四月二日迄	卯十一月朔日より同廿五日迄 館伴御向合	
〔朱〕「二十冊之内」 □□廿 〔十九〕	〔朱〕「二十冊之内十八」 〔十七〕	〔朱〕「二十冊之内」 □□十七 〔十六〕	〔朱〕「二十冊之内十九」 〔十八〕	〔朱〕「二十冊之内」 □□十二番 〔拾一番〕	番号
延享五 〔英祖二四〕	延享五 〔英祖二四〕	延享五 〔英祖二四〕	延享五 〔英祖二四〕	延享四 〔英祖二三〕	年紀
	36				リール 番号
0 1 0 4	0 0 0 3	0 9 0 5	0 8 3 8	0 7 2 4	コマ 番号
					備考

402	401	400	399	398	397	396	395
1155	616	704	702	547	550	1146	686
〔延享信使記録 拔書〕	延享信使記録 拔書	延享信使日件 雜録	延享韓使日件 雜記	延享信使当番 日件雜録	韓使接伴雜誌	〔信使集書〕	信使集書
					延享三丙寅年十一月資始		延享五戊辰年三月十七日より七月十七 日迄 御留守御国
	式拾四卷	二	五		二冊之内 乾		
延享五 (英祖二四)	延享四 (英祖二三)	延享五 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)	延享三、四、五 (英祖二二、 二四)	延享三、四、五 (英祖二二、 二四)	〔寛延元〕 (英祖二四)	延享五 (英祖二四)
							36
1 0 0 0	0 8 1 7	0 7 7 6	0 7 3 3	0 6 8 3	0 5 9 3	0 3 6 5	0 2 8 3
横半帳	横半帳	当番 書札方	当番 書記		当番	表紙欠損	

405	404	403	No.
162	1008	613	請求 番号
〔信使記録〕	書 信使御記録 抜	延享信使御国 前集書拔書	表
		追々御差函事被仰付事	題
	九番 〔十番〕		番号
〔延享四〕五 〔英祖二三〕 二四	延享五 〔英祖二四〕	延享四〕五 〔英祖二三〕 二四	年 紀
		36	リール 番号
1 2 6 5	1 2 0 1	1 1 6 3	コマ 番号
	小林藤蔵仕立		備考

411	410	409	408	407	406	No.
771	770	730	728	734	875	請求 番号
宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録 目録	信使迎裁判往 覆状控	文 信使迎裁判真	表
御注進之御返事御奉書江戸ニ而御留守 居江被成御渡御請ニ不及分	御参向御注進扣 御国より壬午六月十 六日より癸未十月廿三日迄	信使御伺被仰出同時節被仰出義蕃様ニ は御隠居義暢様御家督信使御用被蒙仰 候次第		宝曆十三癸未年 正月廿日より至六月 廿八日	宝曆十三癸未年 九月 日	題
十五	一番(朱) 「十」	一		卷 六冊之内	四 六冊之内	番号
宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一〇 (英祖三六)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	年紀
					37	リール 番号
0 3 1 3	0 1 7 1	0 1 2 8	0 1 0 9	0 0 3 7	0 0 0 3	コマ 番号
				平田所左衛門	平田所左衛門	備考



425	424	423	422	421	420	419
896	895	893	889	778	776	748
宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録
信使江諸方音物贈答之書付御用掛松平右近將監様并林大学頭様より御尋二付被差出候扣	下向御馳走書 一番 品川より大磯迄	下行目録 下向道中 六(朱) 「五」番	下行目録 参向道中 三(朱) 「二」番	下行目録 参向船中 一番	林大学頭様より之御尋答	道中御奉行より信使道中往還人馬其外御尋答之覚附宿人馬相雇之儀共二 道中御奉行御尋答記之跡二可附事 御参向信使通行跡此方御家中罷通候節於川崎駅人馬不差出候付其詛道中御奉行江書付差出候処彼駅之者共江御達之趣被仰渡候覚 附り朝鮮人先荷物差立候処品川之者宿人馬を以繼立候儀難成段申二付宿触之儀申上候処難成旨御達之覚共
(六十九)	六十四	(四十九)	(四十六)	(四十五)	廿「八」九	八「三十四」二十
宝曆一四(英祖四〇)	宝曆一四(英祖四〇)	宝曆一四(英祖四〇)	宝曆一四(英祖四〇)	宝曆一三(英祖三九)	宝曆一三(英祖三九)	宝曆一二(英祖三八)
	38					37
0 0 8 8	0 0 0 3	1 2 1 7	1 1 4 6	0 9 7 2	0 9 5 1	0 9 1 1
						合二冊





449	448	447	446	445	444	443	442	No.
729	872	178	742	919	920	918	917	番号 請求
〔宝曆信使奉方記録目録〕	〔宝曆信使記録〕	〔信使記録〕	〔宝曆信使記録〕	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	宝曆信使記録	表
				御帰国御礼之御使者氏江兵庫殿村岡市正と唱江戸江被差越献上并諸方御音物附ケ且御下着之御状扣共二	信使御留守御国ニ而諸手当信使以後ニ至集書	送聘使杉村采女朝鮮江被差渡候覚書	道中船橋之絵図	題
				百二十三	百二十四	百二十一		番号
〔英祖四〇〕	〔英祖三九〕	〔英祖四〇〕	〔英祖三七〕	〔英祖四〇〕	〔英祖四〇〕	〔英祖四四〕	〔英祖四〇〕	年紀
							39	リール 番号
0523	0487	0389	0287	0210	0155	0113	0099	コマ 番号
表紙欠	表紙欠	表紙欠	表紙欠					備考

458	457	456	455	454	453	452	451	450
821	820	745	848	811	809	808	807	806
宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録
下向御国より朝鮮江先問判事差渡候例 ニ候得共比度崔天涼一件ニ付大坂より 先問差越候覚書	参向信使大坂参着之段殿様より朝鮮江 御書翰を以被仰遣候覚書	公義御川船并御大名様方川船荒井六郷 渡船從登下御賄船被成御附候集書	御下向道中毎日記 江戸発足より京都 迄	在府中毎日記 乾	参向道中毎日記	参向大坂京都在留中毎日記	参向船中毎日記	参向对府在留中毎日記
十六	十五	十四	〔朱〕九十三 百〔六〕七 七番	五	四	三	二	一
宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一二 (英祖三八)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一三 (英祖三九) 一四 (英祖三九 四〇)	宝曆一三 (英祖三九)
								39
1 1 3 4	1 1 1 7	1 0 9 7	1 0 2 5	0 9 2 9	0 8 6 7	0 8 1 3	0 6 4 6	0 5 4 1
			信使奉行方					

465	464	463	462	461	460	451	No.
859	735	836	823	822	886	773	請求 番号
信使記録	信使記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	宝曆信使奉行 方記録	表
宝曆十三癸未年二月ヨリ六月迄	宝曆十一辛巳年同十二壬午年迄	信使一行座目其外雜記	岡崎迄上使参府之上使登城御礼式御暇之上使御式書 附大広間并本願寺御座配絵図帳末ニ添	以酌庵加番本番長老公儀より御時服御銀御拜領年寄中同拜領之覚書	信使行列	公儀より朝鮮人御饗応御献立并下行品等御定之書付	題
式番	壹番	三十四	二十	十九	十八	十七	番号
宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一(一) 一三(英祖 三七)三(三八)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一二 (英祖三八)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一二(一) 一三(英祖 三八)三(三九)	年紀
					40		リール 番号
0 3 5 9	0 3 1 0	0 2 6 4	0 2 2 3	0 2 1 1	0 0 0 3	1 1 5 6	コマ 番号
左衛門 御留守居佐伯文右 衛門 四月七日ヨ リ同手代り柴田彦	御留守居佐伯文右 衛門						備考

470	469	468	467	466
879	867	866	865	862
信使記録	信使記録	信使記録	信使記録	信使記録
宝曆十四甲申年正月より三月晦日迄	宝曆十三癸未十月廿八日ヨリ十二月晦日迄	宝曆十三癸未十月十七日ヨリ同廿七日迄	宝曆十三癸未十月二日ヨリ同十六日迄	宝曆十三癸未年七月ヨリ九月迄
七番	六番	五番	四番	参番
宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)
				40
0 8 3 0	0 7 0 0	0 6 4 2	0 5 9 3	0 4 6 9
御留守居当役佐伯文右衛門 加番柴田彦左衛門	御留守居佐伯文右衛門 同手代り柴田彦左衛門	御留守居佐伯文右衛門 同手代り柴田彦左衛門	御留守居佐伯文右衛門 同手代り柴田彦左衛門	御留守居佐伯文右衛門 同手代り柴田彦左衛門

476	475	474	473	472	471	No.
853	769	767	852	928	881	番号 請求
録 大坂宝曆拾四 甲申歳信使記	録 大坂宝曆拾三 癸未年信使記	録 大坂宝曆拾三 癸未年信使記	録 大坂宝曆拾三 癸未年信使記	信使記録別帳	信使記録	表
三月	十二月	十一月	十月	宝曆十四甲申年	宝曆十四甲申年四月朔日より閏十二月 廿六日迄明和六月十九日ヨリ	題
九	七	六	五		八番	番号
宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一三 (英祖三九)	宝曆一四 (英祖四〇)	宝曆一四 (英祖四〇)	年紀
41						番号 リール
0 0 0 3	1 1 8 7	1 1 0 2	1 0 2 0	1 0 0 6	0 9 4 2	番号 コマ
				御留守居佐伯文右 衛門 同手代り柴 田彦左衛門	御留守居当役佐伯 文右衛門 加番柴 田彦左衛門	備考

482	481	480	479	478	477
858	868	854	856	855	857
〔宝曆拾四甲申歳信使大坂記録〕	大坂宝曆拾三癸未年信使記録	〔宝曆十四甲申年信使大坂記録〕	大坂宝曆拾四甲申年信使記録	大坂宝曆拾四甲申年信使記録	〔宝曆拾四甲申歳信使大坂記録從正月至三月〕
〔從四月明和至乙酉四月都訓導崔天涼横死一件〕	從九月至十二月御献上御鷹御馬留書		献上御馬留書	從五月至八月	〔從正月至二月〕
				十一	
宝曆一四、明和二、英祖四〇、四	宝曆一三、英祖三九	宝曆一四、英祖四〇	宝曆一四、英祖四〇	宝曆一四、英祖四〇	宝曆一四、英祖四〇
					41
0638	0479	0396	0355	0291	0122
表紙欠		表紙欠			表紙欠

483							No.
926							請求 番号
宝曆信使記録							表 題
御省略筋伺書 七	宝曆十三癸未年二月ヨリ御年寄中江之伺書ニ付此方より存寄書	御支配伺書御返答共ニ 五	諸役々江相渡候 御書付 四 附御借船請負水夫請負之者へ御船奉行所より相渡候書付左ニ為後考扣置	御借船之儀ニ付赤間関伊藤助大夫方江掛合往復之事 但比節は御国町人入札下直ニ有之候付助大夫方無用ニ相成候得共重而之為記之置	諸請負 弐	御供其外諸方江被召仕候役々御宛行	五冊之内四
							番号
							年紀 宝曆一一 (英祖三七)
						41	リール 番号
1 0 1 3	0 9 4 3	0 9 1 9	0 8 9 4	0 8 7 8	0 8 5 9	0 8 2 7	コマ 番号
						合冊 御勘定奉行所	備考

488	487	486	485	484
874	931	878	877	869
信使参向船中 勝本より兵庫 至留書	信使下向船中 兵庫より対州 至留書	信使行旅中要 件抜書	信使献立帳	御引請人馬方 信使記録
宝暦十三癸未十一月十三日同十四甲申 正月十九日迄	宝暦十(四甲申年)五月八日より六月 十九日迄	宝暦十三年癸未 五月日	宝暦十三癸未年 十月日	宝暦十四甲申年 并別録共二
二番				
宝暦一三、 一四(英祖 三九、四〇)	宝暦一四 (英祖四〇)	宝暦一三 (英祖三九)	宝暦一三 (英祖三九)	明和元 (英祖四〇)
		42		41
0 0 7 6	0 0 2 6	0 0 0 3	1 3 2 3	1 0 5 3
通詞下知役中 詞中 通	通詞下知役中 詞中 通	本番 即宗院	御膳方 浅井彦左衛門 濱 田磯右衛門 御供 御用掛兒島平左衛 門	森川仲 渡辺六之 進 越多中

493	492	491	490	489	No.
762	761	410	502	810	請求 番号
帳 御屋鋪内信使 木屋掛り積り	信使万覚	扣 信使客館積帳	〔信使行列〕	信使御雇通詞 役付	表
宝曆十二年四月日	宝曆十二壬午正月十四日朝鮮人來朝來 年九月比可為來朝旨御奉書御渡翌十 五日諸事延享之通と御書付御渡三月八 日州達 同壬午閏四月廿八日御隱居御家督五月 十七日州達 同壬午五月十五日御家督御礼被仰上八 月三日 御下着	宝曆十二年四月日		宝曆十一辛巳年 十月日	題
					番号
宝曆一二 (英祖三八)	宝曆一二 (英祖三八)	宝曆一二 (英祖三八)	明和元 (英祖四〇)	宝曆一一 (英祖三七)	年紀
				42	リール 番号
0 2 5 5	0 2 3 5	0 2 1 4	0 2 0 0	0 1 8 5	コマ 番号
波田長左衛門		〔竜田□□〕 波田長左衛門	断簡残篇	横帳	備考

497	496	495	494
1075	876	864	929
信使立御下向 海陸書状控	信使前江戸集 書	宝曆信使記録	〔宝曆信使自 大坂至対州接 伴当番日録〕
	宝曆十三癸未年從十一月同十四甲申歲 二月十五日迄	宝曆十三癸未年從九月同年十月二十七 日迄 御国前集書 参番 終 共三冊 三	
	五番 終	〔五十六〕 八 十九	
明和元 (英祖四〇)	宝曆一三、 一四(英祖 三九、四〇)	宝曆一三 (英祖三九)	明和元 (英祖四〇)
			42
0 7 8 3	0 4 8 6	0 3 3 5	0 2 7 8
	表御書札方		表紙欠 「靈雲印」の印アリ



文化信使記録

501	500	499	498	No.
1144	1142	1010	984	請求 番号
饗応 信使御自分御	〔文化信使記録〕	信使講定之為 訊官使罷渡候 就御用御目付 遠山左衛門尉 様対州江御下 向掛肥前呼子 二而被仰遣并 私申上候記録	萊府返答之趣 任訊より印書 二而差出候写	表
全		文化五己巳年		題
				番号
文化八 (純祖二一)	文化七 (純祖一〇)	文化六 (純祖九)	文化三 (純祖六)	年 紀
			43	リール 番号
0 0 6 4	0 0 5 5	0 0 1 4	0 0 0 3	コマ 番号
	表題欠	門差出 小嶋宇左衛		備 考

507	506	505	504	503	502	No.
950	972	949	61	1148	1143	請求 番号
文化信使記録 江戸書留	文化信使記録 江戸書留	文化信使記録 江戸書留	文化信使記録 江戸書留	信使御応対御 口上	信使御応対御 口上	表
享和元辛酉年ヨリ文化九壬申年ニ至 信使対府在留中五日次下行被成下 附御買渡同御延壳願之事	文化二乙丑年ヨリ同三丙寅年至 御目付土屋帯刀様御勘定吟味松山惣右 衛門為御見分対州江御下向附御先手役 御設之儀共	享和元辛酉年 信使対州往還之湊々為見分御普請役御 国江下向	文化元甲子年ヨリ 曲馬射芸書画之事并被下銀割合等之御 尋	坤	乾	題
三拾弐	三拾	二拾九	二拾八			番号
（純祖元） （一） （二）	（純祖五） （三） （六）	（純祖元） （一）	（純祖四） （一） （八）	（純祖二） （一） （八）	（純祖二） （一） （八）	年紀
					43	リール 番号
0 2 9 0	0 1 7 2	0 1 5 2	0 1 1 4	0 1 0 3	0 0 8 3	コマ 番号
						備考

516	515	514	513	512	511	510	509	508
1031	1019	1013	1004	997	981	964	46	957
文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録 目録
共二十冊 〔文化八辛未年正月より〕	共二十冊 〔文化七庚午年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化六己巳年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化五戊辰年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化四丁卯年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化三丙寅年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化二乙丑年正月より十二月迄〕	共二十冊 〔文化元甲子年七月より十二月迄〕	共二十冊 文化元甲子年ヨリ同壬申年迄
八	七	六	五	四	三	二	一	二十
文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕	文化元 〔純祖四〕 九
	44							
0 2 8 7	0 0 0 3	0 9 3 7	0 8 7 3	0 8 2 0	0 6 3 9	0 5 2 6	0 4 9 0	0 4 7 2
		奥御書札方						



530	529	528	527	526	525
961	1024	1017	1039	967	1033
信使前集書	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録	文化信使記録
文化元甲子年七月より起 中清書 八重物	進上之御馬鷹井外進献物被差登方覚書	公儀御饗応向御国記 乾	四度御行礼御当日之覚書	御目付土屋帯刀様御勘定吟味松山惣右衛門様御国御下向覚書 御下着前覚六冊之内	信使前集書 文化八年三月中 十二冊之内
	五拾四	五拾	四拾九	拾五	拾式番
文化元 (純祖三)	文化七 (純祖一〇)	文化六、七、八 (純祖九)	文化八 (純祖一二)	文化二、三、五、六 (純祖五)	文化八 (純祖一二)
46					
0 0 0 3	1 0 3 9	0 8 6 3	0 7 2 4	0 5 7 6	0 5 0 7

533	532	531	No.
1011	1009	956	請求 番号
信使前御役人 衆下向応対記 録	信使易地講定 訊官渡海御用 向掛合記録	信使就御用従 御勘定奉行所 之伺且以附紙 申渡控	表  題
文化五戊辰年三月廿日着船より同六 己巳年四月三日出帆迄 中清書	文化五戊辰年十二月より同六己巳年十 一月二至 中清書	甲子九月起	
		壹番	番号
文化五〃六 (純祖八〃 九)	文化五〃六 (純祖八〃 九)	文化元〃三 (純祖四〃 六)	年 紀
		46	リール 番号
0 3 0 8	0 0 8 4	0 0 3 0	コマ 番号
御勘定野沢半之允 殿 御徒目付土屋 殿 御普請役元ノ 鐵四郎殿原田寛蔵 山田周蔵殿 御小 人磯山藤五郎殿兼 松仁右衛門殿 表 御書札方	表御書札方	表御書札方	備 考

536		535	534
1069		1065	1012
<p>朝鮮国王より 之別幅并兩使 自分献上物仕 立之覚</p>		<p>信使一行座目 其外雜記</p>	<p>信使前御役人 衆下向応対記 録</p>
<p>信使江音物贈 答覚</p>	<p>信使濟之上公義より信使一行役目并名 年付書付差出候様被仰達候付取調差越 候扣</p>	<p>信使一行座目其外雜記</p>	<p>文化六己巳年三月廿二日着船より同七 庚午三月廿七日出帆迄 中清書</p>
		<p>文化八 (純祖一一)</p>	<p>文化五〇七 (純祖八〇)</p>
<p>0 6 5 3</p>	<p>0 6 2 6</p>	<p>0 5 6 2</p>	<p>0 3 9 8</p>
		<p>合三冊 中清書 表御書札方</p>	<p>表御書札方 御勘定岡本忠次郎 殿 御徒目付小野 伝左衛門殿小野安 三郎殿 御普請役 見習早川雄之進殿 御小人目付岩藤龜 三郎殿栗原伊八殿 表御書札方</p>

539	538	537	No.
980	978	1061	請求 番号
信使来聘御用 掛脇坂中務大 録 輔様御用談記	信使来聘御用 掛脇坂中務大 録 輔様御用談記	信使前集書	表
文化二乙丑年十一月十九日より十二月 廿三日迄 御国控	文化二乙丑年閏八月二日より十一月十 日迄 御国控	文化八辛未年正月より閏二月迄 三冊之内 中清書	題
参	弐	三番	番号
文化二 (純祖五)	文化二 (純祖五)	文化八 (純祖一一)	年 紀
	47	46	リ ール 番 号
0 2 0 2	0 0 0 3	0 7 1 8	コ マ 番 号
表御書札方	表御書札方	来聘方	備 考



547	546		545	No.
963	983 (ママ)	977	1021	番号 請求
文化八辛未 易地信使記録	〔易地信使記録 信使前集書〕	文化八辛未 易地信使記録	信使記録	表  題
五冊之内		五冊之内	文化七庚午年正月より九月迄 拾一番	
			十一	番号
文化八 (純祖一一)	文化二〇八 (純祖五〇二)	文化八 (純祖一一)	文化七 (純祖一〇)	年紀
		48	47	リール 番号
0 4 4 3	0 0 1 0	0 0 0 3	0 6 6 6	コマ 番号
江戸御勘定奉行所	表題欠	江戸御勘定奉行所 合二冊	表御書札方	備考

553	552	551	550	549	548
965	1001	999	951	1054	1027
易地信使記録	易地信使記録	易地信使記録	易地信使記録	文化八辛未 易地信使記録	文化八辛未 易地信使記録
文化二乙丑年より同七庚午年二至 客館金石平馬場御普請二属	文化四丁卯年より同八辛未年二至 御役人衆より御達御答	文化四丁卯年より同八辛未年二至 御現礼前より御下向御役人衆属	文化二乙丑年より同八辛未年二至 御役々但普請掛御居込御役人衆掛役々 は別記	御規礼相濟候後出入御調へ之部 五册 之内	五册之内
拾壹番	九番	八番	七番		
文化二乙七 (純祖五乙一〇)	文化四乙八 (純祖七乙一一)	文化四乙八 (純祖七乙一一)	文化二乙八 (純祖五乙一一)	文化八 (純祖二乙一)	文化八 (純祖二乙一)
51			50		
0 0 0 3	0 5 4 3	0 2 3 7	0 0 0 3	0 4 1 3	0 0 0 3
御勘定奉行所	御勘定奉行所	御勘定奉行所	御勘定奉行所	江戸御勘定奉行所	江戸御勘定奉行所

558	557	556	555	554	No.
953	952	1034	966	1059	請求 番号
御現礼御普請 に属 易地信 使記録	易地信使記録	御現礼易地信 使記録	易地信使記録	易地信使記録	表
文化八辛未年	享和二壬戌年より文化八辛未年ニ至	文化八辛未年	文化二乙丑年より同八辛未年ニ至	文化八辛未年 信使旅館御下向御役人様御旅宿器物配 并献立控	題
拾六番	拾五番	拾四番	拾参番	拾式番	番号
文化八 (純祖一一)	享和二文 化八 (純祖二)	文化八 (純祖一一)	文化二八 (純祖五 一一)	文化八 (純祖一一)	年 紀
	52			51	リール 番号
0 3 8 6	0 0 0 3	0 9 3 2	0 6 0 2	0 3 1 3	コマ 番号
御勘定奉行所	御勘定奉行所	御勘定奉行所	御勘定奉行所	御勘定奉行所	備 考



561										No.	
1135										請求 番号	
〔信使饗応覚書〕										表 題	
大折御杉重之御菓子御肴両度分此節取調 候員数書(朱)「午十月十二日引請被仰付 候節之員数ニ不引合分ハ右引請被仰付候 節之員数を其所々に朱書ニ而書入申候」	大折御杉重詰方員数等之儀ニ付申上候 書付	大折御杉重詰方員数之儀ニ付申上候 書付	御饗応之次第	御饗応之節手続	今日於御屋敷従公儀聘使以下江被成下 候御饗応御献立	信使一行御屋敷御饗応繰出し順	掃国御饗応(朱)〔御一献立〕御献立 (朱)〔兼而於江戸表御渡被置〕	信使発船御饗応給仕凡之次第(朱)〔此 帳之通ニ御調相伺候お手当ニいたし置 候処此節不用ニ相成〕			
										番号	
										年紀	
									53	リール 番号	
0 2 8 7	0 2 6 9	0 1 8 1	0 1 5 9	0 1 2 9	0 1 2 0	0 0 5 4	0 0 4 2	0 0 2 0	0 0 0 5	0 0 0 3	コマ 番号
								柴口幸三郎	前欠	合冊 表紙欠	備考



570	569	568	567	No.
1029	1057	994	1030	請求 番号
録 御国限信使記	録 御国切信使記	記録 之御方御旅宿 布衣以上以下 両上使御旅館 并出張諸役所 易地信使客館	信使御馳走方 毎日記	表  題
文化八辛未年六月廿七日より未五月廿九日迄 御横目頭中御小姓横目中御横目中 三冊之内	文化八辛未年六月朔日より同廿九日迄 御横目頭中御小姓横目中御横目中 〔三冊之内〕	文化八辛未年 并御物宰領御役人御旅宿日出御代官御 手先之人旅宿加番以配(酌カ)和尚御 旅宿	文化八辛未年三月より六月二至	
				番号
文化七〇八 (純祖二〇)	文化八 (純祖二二)	文化八 (純祖二二)	文化八 (純祖二二)	年紀
	54		53	リール 番号
0091	0003	0948	0857	コマ 番号
外太庁御番所	外太庁御番所	御作事方	原大作平田河内 書手役木寺登一手 塚新八	備考

578	577	576	575	574	573	572	571
1064	979	1025	1058	1028	1055	1056	1063
信使下向記録	信使参向記録	信使記録	信使記録	信使記録	録内太庁信使記	録内太庁信使記	録内太庁信使記
文化八辛未年	文化二乙丑年より同八辛未年迄	文化八辛未年 四冊之内	文化八辛未年 四冊之内	文化八辛未年 六月日	文化八辛未年 九冊之内 四月中	文化八辛未年 九冊之内 三月中	文化八辛未年 九冊之内 六月中 廿七日信使一
		沓番	参番	二拾番			
(文化八 純祖一二)	(文化二乙丑 純祖五)	(文化八 純祖一二)	(文化八 純祖一二)	(文化七 純祖一〇)	(文化八 純祖一二)	(文化八 純祖一二)	(文化八 純祖一二)
0 9 6 4	0 8 1 4	0 7 4 7	0 6 4 2	0 4 1 7	0 3 5 4	0 3 0 9	0 2 4 3
佐須奈御関所	佐須奈御関所	浜御横目方	浜御横目方	府内五日次方	内太庁	内太庁	内太庁





580	No.
1071	請求 番号
朝鮮信使来聘 二付奉伺候書 付	表
御国仕様十一としスム 文化六年中也 十一は前集書	題
	番号
文化六 (純祖九)	年 紀
54	リール 番号
1 2 8 7	コマ 番号
	備 考

## 信使記録(天保以降幕末期)

583	582	581	No.
941	784	939	請求 番号
案 御用諸方書状	状 信使御用往復	書キ物 料二被仰付候 兩御記録諸入 目先納仕候を 御運上銀八貫 御免被仰付為 船十艘宛入来 間一ヶ年二釣 二付九ヶ年之 録清書相始候 上使信使御記	表
朝鮮古川図書方江延聘之外御用共二 天明七丁未年四月より戊申己酉二至	延聘御用ハ別冊ト成 天明六丙寅年より同八戊申年迄	明和九壬辰二月十三日より初ル	題
			番号
天明七〽寛 政元 正祖一一 一三	天明六〽八 正祖一〇 一二	明和九 英祖四八	年 紀
		55	リール 番号
0 0 5 9	0 0 3 2	0 0 0 3	コマ 番号
表御書札方	表御書札方	表御書札方	備考



591		590	589	588	587	586	585	
1092		1080	1078	1079	1077	1076	663	
御屋敷外信使 通行之場所々々 御普請御自分 分御入料凡積		御国調信使二 付御自分御入 料御手当積	三番信使記録	一之一 一番 信使記録	信使記録	朝鮮信使来聘 御用手続書	家慶様御嗣位 信使記録	信使御用件内 評之大意
天保十二辛丑年 四月		辛丑四月出来 式番語也		六冊之内	天保九戊戌年十月吉辰 弘化五戊申□□□段□書継	弘化二巳年四月奥御右筆組頭都築長兵衛様より御内談之品々依取調差出 弘化四未年正月筒井紀伊守様よりは是迄 林大学頭様江差出候書付写差出候様と 之御事ニ付此取調増補いたし差出候事 写候事故記録二ハ不記	天保八丁酉年より	午四月七日達
式番		壹番	三番	一番				
(憲宗七) 天保一二			天保一(一) 一四(憲宗 六)九	天保九(一) 四(憲宗四 九)	天保九 (憲宗四)	天保八(弘 化三) (憲宗三) 一一	天保八 (憲宗三)	天保五 (純祖三四)
				56				
0 7 6 2		0 6 5 3	0 3 3 3	0 0 0 3	0 6 6 7	0 5 7 5	0 4 6 2	0 4 4 3
来聘勘定奉行所		合二冊 来聘方	御勘定奉行所	御勘定奉行所		来聘方	朝鮮方	

598	597	596	595	594	593	592	No.
1088	1087	1086	1085	1084	1083	1081	請求 番号
信使前集書	信使前集書	大坂易地信使 前集書	信使前集書	信使前集書	信使前集書	信使前集書	表  題
天保十四癸卯年正月より四月迄 御国控	天保十三壬寅年 御国控	天保十二辛丑年十二月より弘化二乙巳 年二月迄	天保十二辛丑年 御国控	天保十二辛丑年七月より「同十五申辰 年」弘化三丙午年五月二日迄 中清書	天保十一辛丑年從正月六月迄 中清書	天保十一庚子年 御国控	
五	四	壹番	三	三番	二番	弐	番号
天保一四 (憲宗九)	天保一三 (憲宗八)	天保一二 弘化一 (憲宗七)	天保一二 (憲宗七)	天保一二 弘化元 (憲宗七)	天保一二 (憲宗七)	天保一一 (憲宗六)	年紀
			58			57	ワール 番号
0 7 1 0	0 6 0 8	0 2 1 4	0 0 0 3	0 4 8 8	0 1 1 8	0 0 0 3	コマ 番号
表御書札方	表御書札方		表御書札方	表御書札方	表御書札方	表御書札方	備考

604	603	602	601	600	599
1073	910	1091	1090	1082	1089
江戸表ニ而増 減積直し之方	積 物箱台御入料	礼曹并聘使よ り兩上使之御 方様其外御役 人様江之御音	大坂信使記録	〔王妃薨去并弔 慰使之一件〕	信使前集書
御屋鋪外信使通行之場所々々繕普請御 自分御入料凡積帳	信使ニ付御自分御入料御手当積	天保十五年甲辰年十二月十四日弘化と改 元 御国控	天保十五年甲辰年弘化二乙巳年 弘化 三丙午年同四丁未年	〔天保十四癸卯年〕	天保十四癸卯年從五月十二月迄 御国控
貳番	一番	七番			六
(文化年間) 年紀未詳	(天保年間) 年紀未詳	(天保一五 憲宗一〇)	天保一五 嘉永五 (憲宗一〇) 哲宗三	天保一四 弘化一 (憲宗九) 一	(天保一四 憲宗九)
				59	
0 5 5 9	0 4 2 0	0 3 2 8	0 0 7 0	0 0 0 3	0 7 7 9
	合二冊	表御書札方	来聘方	合冊	表御書札方

610	609	608	607	606	605	No.
1096	1095	1094	1093	1154	1129	請求 番号
信使講定之廉 々御伺并御返 答之書面写	信使前集書	大坂易地信使 前集書	信使前集書	信使御手当御 願御家老添願 下案	信使御手当御 願書御草案	表  題
(弘化四丁未年) 書繼	弘化四丁未年より嘉永元戊申年迄 御国控	弘化二乙巳年三月より嘉永三庚戌年迄 中清書	弘化二乙巳年より同三丙午年迄 御国控			
	九番	式番	八番			番号
弘化四ノ嘉 永元 (憲宗一三ノ 一四)	弘化四ノ嘉 永元 (憲宗一三ノ 一四)	弘化二ノ嘉 永三 (憲宗一ノ 哲宗元)	弘化二ノ三 (憲宗一ノ 一二)	年紀未詳 (天保年間)	年紀未詳 (天保年間)	年紀
		60				リール 番号
0 3 9 7	0 2 2 0	0 0 0 3	0 6 6 2	0 6 4 6	0 6 3 0	コマ 番号
	表御書札方		表御書札方			備考

613	612	611		
1100	1099	1097		
積帳 共普請見分下 海岸寺鷹部屋 立退場国分寺 平寺聘使非常 以酌庵住居太 浜辺ヶ所々々 其外使者家向 以酌庵南岳院 付両使旅館所 坂易地信使二 公儀被仰上大	公儀へ被伺上 信使二付佐須 奈鰯浦其外浦 々番所御普請 下積帳	〔嘉永信使記録〕		
嘉永四辛亥年三月日	嘉永四辛亥年三月日	公儀江被仰上信使二付御自分御手当御 入料惣積目録控	大坂信使二付御入料積添書	嘉永四辛亥年三月日
嘉永四 (哲宗二)	嘉永四 (哲宗二)	嘉永四 (哲宗二)		
		60		
0 5 9 9	0 5 4 9	0 5 3 0	0 5 2 1	0 5 1 3
来聘御勘定奉行所	来聘御勘定奉行所	来聘方御勘定奉行所	来聘御勘定奉行所	合三冊 来聘御勘定奉行所

616	615	614	No.
1102	511	1101	番号 請求
書 信使前集書下	追加 候廉々取調之 成可然と相見 当節御取用被 化の御例打合 前之御例と文 候口々宝曆以 信使二付廉立	大坂易地信使 前集書	内  題
(朱) 嘉永四辛亥年同五子年同六丑年 「丸印之分ハ講定使記録ニ記」	嘉永四辛亥年五月朔日治右衛門より御 用人を以御覽ニ差上候処御聞届相濟翌 二日御下ニ相成	嘉永四辛亥年 中清書	
		三番	内 番 号 題
(哲宗二) 嘉永四(五)	(哲宗二) 嘉永四	(哲宗二) 嘉永四	年 紀
		61	番 号 リ ール
0 1 8 3	0 1 6 8	0 0 0 3	番 号 コ マ
			備 考

619				618				617			
871				1104				1103			
嘉永四辛亥年 信使記録抜書				当節之信使二 付廉立候口々 宝曆以前之御 例と文化之御 例打合候下 調一当節御取 用被可然と 相見候凡之廉 々取調				嘉永四辛亥年 四月二十八日 御伺濟(信使 記録合帳)			
(天和二年信使之覚)	(正徳式年信使之覚)	(宝曆信使記録)		御国控				朝鮮国御通交二付公私貿易之行道并对馬 守方代向唯今之姿二盛至候次第書取下書			
(嘉永四) (哲宗二)	嘉永四 宝曆一三、明 和元 (英祖三九、 四〇)	正徳二 (肅宗三八)	天和二 (肅宗八)								
								61			
0 5 3 4	0 5 1 3	0 4 6 4	0 4 6 2	0 3 5 1	0 3 2 2	0 3 1 1	0 3 0 0	0 2 9 6			
御納戸方								合冊			



627				626	625				624	623
1112				1111	1108				1110	1109
嘉永六癸丑年 信使御用呼出				家定様 信使記 録	嘉永六癸丑年 より家定公御 嗣位信使記録				信使前 集書	信使前 集書
来翰被差上候付心覚 御内願書被差出	嘉永六癸丑年より御内命御用向呼出	嘉永六癸丑年 信使御用呼出		嘉永六癸丑年八月より同じ甲寅年十二 月二至 中清書	安政四丁巳年十二月来聘省弊方御内評 書	江戸御左右到来状	朝鮮人來聘記録下書		嘉永六癸丑年より同じ甲寅年迄	嘉永六癸丑年より安政五戊午年迄
									拾番	
(嘉永六 哲宗四)				嘉永六 安政元 (哲宗四 五)	嘉永六 安政四 (哲宗四 八)				嘉永六 安政元 (哲宗四 五)	嘉永六 安政五 (哲宗四 八)
										62
0 5 8 8	0 5 8 2	0 5 4 9	0 5 4 8	0 4 3 0	0 4 1 1	0 3 9 9	0 3 7 9	0 3 7 7	0 3 0 9	0 0 0 3
			來聘方 合三冊					合三冊 朝鮮方	表御書札方	表御書札方

630	629	628	No.
1116	1115	1114	請求 番号
<p>易地信使二付 江戸表より之 書状以頭書返 答申遣</p>	<p>信使御国易地 御用調ニ付御 国井和館御守 衛向之儀被仰 立御金式万兩 御拝領記録</p>	<p>家定様信使記 録</p>	表
<p>安政〔三丙辰〕ニ乙卯年十二月より 〔八月より〕</p>	<p>安政ニ乙卯年より同六己未年ニ至</p>	<p>嘉永八乙卯年正月より同年十二月ニ至 中清書</p>	題
			番号
<p>安政二 (哲宗六)</p>	<p>安政二〜六 (哲宗六) 一〇)</p>	<p>安政二 (哲宗六)</p>	年紀
		62	リール 番号
0 8 3 4	0 7 4 0	0 5 9 8	コマ 番号
表御書札方	表御書札方		備考

632	631
1134	720
信使ニ付江戸 書状控	信使御用呼出
慶応二丙寅年より	安政五戊午年分
慶応二 (高宗三)	安政五 (哲宗九)
0 9 5 8	0 9 1 9
表御書札方 横長帳	



## 信使記録 (年代未詳)

636	635		634	633	No.
1149	1145		1137	125	請求 番号
御通之式 鋪発船御饗応 信使着船御屋	諸番所下座之 〔覚〕次第	信使ニ付府内 諸番所配	信使向安(案 カ)献立	〔易地聘礼覚書〕	表
	諸番所下座之覚(覚字抹消)次第	并諸番所下座之次第	三月廿九日〜六月廿五日		題
					番号
年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	寛政五 (正祖一七)	年 紀
				63	リール 番号
0 1 4 9	0 1 4 0	0 1 0 1	0 0 4 2	0 0 0 3	コマ 番号
		合二冊			備 考

640	639		638	637				No.		
1157	1153		509	1130				請求 番号		
御屋之今 献敷節度 立御対信 饗馬使 応守来 之於聘	料請場外 凡御所信 積自々々 帳帳々々 御分御通 入御入之 積御積積 入御入積 積御入積	式番御 信使屋 通行之 御屋鋪	積直し之 壺番信使 付御自分 料御手当 御自分様 当積御手	書 請向大凡 信使旅館 請向大凡 仕用御普	願 奉存候間 文意不改 之義宜御 聞返之程 奉	仕 様書	朝鮮人旅 館新規御 取建御入 料積	朝鮮人旅 館新規御 取建御入 料積	子十二月 廿三日達 拾六冊之 内 公辺江被 差出候御 下調ニも 可相成哉 と 願候	表  題
		式番	壺番						番号	
年紀未詳			文化年間	年紀未詳			天保年間		年紀	
							63		リール 番号	
0 5 0 2	0 4 4 1	0 3 0 0	0 2 8 2	0 2 5 2	0 2 1 5	0 2 0 4	0 2 0 2		コマ 番号	
		合二冊					合三冊		備考	

647	646	645	644	643	642	641
1151	1120	1133	1132	1150	1156	1152
信使御暇二付 上使之次第	朝鮮信使到着 第二付上使之次第	信使就来聘蒲 刈江差出諸役 人附	信使就来聘蒲 刈江差出候船 数書附	朝鮮国信使来 朝之節松浦肥 前守領分於壹 岐国勝本御馳 走役人附	信使御用	信使二付年寄 中
三月七日	二月、九月	九月	九月			〔朱〕「着服凡之覚」〔朱〕「諸役其外役 々服付」
年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳	年紀未詳
0 7 7 4	0 7 2 3	0 6 8 9	0 6 5 9	0 6 2 1	0 5 9 8	0 5 5 0
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	御納戸方	